

# 市町村等における新規就農に対する支援について

平成27年8月

北海道農業担い手育成センター

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
1	札幌市	さっぽろ夢農業人育成支援事業 新規就農研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>札幌市内での就農を目指している。</li> <li>農家の後継者以外</li> <li>申し込み時の年齢が原則18歳以上42歳以下</li> <li>研修機関等で農業の基礎的な知識や栽培技術等について、研修を受けたことがある</li> </ul>	新たな担い手を育成・確保することを目的に、市内で新たに就農を希望する市民に、農業技術や経営方法を農業者のもとで2年間実地に習得する研修機会を提供する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>研修期間中の傷害保険加入</li> <li>研修期間中は年8か月を限度に月額5万円の研修奨励金を交付</li> <li>研修期間中に公的機関が実施する研修に参加する場合の経費の一部助成</li> </ul>	<b>【募集期間】</b> ・1月～3月頃 （この期間で募集人数に満たない場合は、随時受付ける） <b>【募集人数】</b> ・6人程度	農政部企画担当課 Tel.011-211-2406
		札幌市新規就農支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>札幌市内で新たに独立・自営により経営を開始してから5年以内の者（三親等以内の親族から経営を継承する場合を除く）</li> </ul>	農業経営の開始もしくは改善に必要な農畜産物の生産、加工、流通、販売に関する機械、施設、資材等の整備や農地等の改良等で50万円未満の事業に対し二分の一以内を助成	<b>【実施希望取りまとめ】</b> 4月（予算の範囲内で追加取りまとめを実施）	
2	北広島市	農業後継者等育成事業	新規就農者	市内に居住し、かつ、市内において農業に従事している者について下記のとおり奨励金を交付 1 教育修得研修として道立農業大学校の場合は20万円を交付 2 1以外の教育修得研修は所要経費の3分の2以内の額を交付（15万円限度）		北広島市経済部農政課 TEL：011-372-3311
		新規就農者支援金交付事業	認定就農者	認定就農者で、市内に居住し、かつ、市内において農業に従事している者について下記のとおり支援金を交付 <ul style="list-style-type: none"> <li>認定就農者の届け出をした年度の翌年度から起算して3年度を経過した年度以後2年度を支援対象期間とし、農業設備の維持補修費、資材購入費、農地の賃借料等について3分の1以内の額を交付（その額が一の年度につき30万円を超えるときは、30万円）</li> </ul>		
		新規就農経営安定支援金交付事業	認定就農者	認定就農者で、市内に居住し、かつ、市内において農地を賃借して農業に従事している者について下記のとおり支援金を交付 <ul style="list-style-type: none"> <li>農地の賃借権の取得後最初に当該農地に農作物を作付した日の属する年度から起算して3年度を支援対象期間とし、農地の賃借料について2分の1以内の額を交付（その額が一の年度につき25万円を超えるときは、25万円）</li> </ul>		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
3	石狩市	後継者・就業予定者 研修支援助成	後継者・新規就農予定者	公的研修機関で研修に参加した場合→交通費、宿泊費及び研修参加の実費の2分の1で10万円を限度に助成		石狩市役所 企画経済部農政課 Tel.0133-72-3164
		就農予定者受入者支 援助成	受入農家	①市内の農業者…就農予定者を研修先として受け入れる農業者に対して月額4万円 ②市外の農業者…就農予定者を研修先として受け入れる農業者に対して月額2万円		
		新規就農者支援助成	新規就農者	①家賃助成…市内で借家に住む場合。2分の1で2万円限度。就農後3年間。 ②農地賃借料助成…賃料の2分の1。就農後3年間。		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
4	福島町	福島町農林水産業担 い手支援条例  (平成24年4月1日か ら施行)	<p>●対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に居住する者で、新たに農林業経営を行う見込みのあるもの。</li> <li>・町内に居住し、既に農林業に従事している農林業後継者で、今後、農林業経営を行う見込みがあるもの。</li> <li>・町内に定住する意思のあるIターン者、Uターン者又はJターン者で、農林業経営を行う見込みがあるもの。</li> </ul> <p>●要件</p> <p>上記に該当する者で、町内に定住する旨の制約をし、かつ、農林水産業の担い手として強い意思があると認められ、農林水産業の団体長から推薦書の提出があった者とする。なお、受給資格の対象となる年齢は、おおむね満45歳以下の者とする。ただし、町長が特に認める場合はこの限りではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奨励金等の申請は、1年単位で最大3年を限度とし、受給資格を満たしてから1年以内に行うこと。</li> <li>・農林業要請支援金 月額20万 対象作物は、当町で作付技術が確立している水稻・畑作・椎茸栽培とし、試験栽培中の作物及び町内に指導者が在住しない作物は対象外とする。</li> <li>・住宅料支援金 月額4万以内</li> <li>・研修支援金 年額15万円（年3回分） 支援金の積算は、福島町職員等の旅費に関する条例に準じる。</li> <li>・指導農家助成金 月額3万円 対象作物の専門知識を有し、かつ、農業協同組合長から推薦があった当町在住の農業者。</li> </ul>		<p>福島町役場農林課 Tel.0139-47-3002 <a href="http://www.town.fukushima.hokkaido.jp/">http://www.town.fukushima.hokkaido.jp/</a></p>

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
5	木古内町	施設園芸（ハウス）栽培拡大事業	事業実施の認定を受けた生産者組織に加入している、新規就農者（後継者を除く。）又は新規就農後3年以内の農業者	対象者要件を満たした者であって、施設園芸作物の栽培を推進するために、新設するハウスに対し、事業費の20%以内で助成する。		木古内町産業経済課 農林グループ tel：01392-2-3131
		新規就農希望者支援事業	<p>対象者：受入農家等</p> <p>（1）木古内町新規就農者受入支援協議会が定めた受入・実践プログラムに基づき、受入農家で行われる実践的技術習得研修であること。</p> <p>（2）就農のために実施する研修の全期間は、2年以内とする。</p> <p>（3）受入農家は、渡島西部地区指導農業士・農業士会に属する農家とする。</p> <p>（4）木古内町新規就農希望者受入要領により選考され、認定就農者及び認定農業者になることが確実な者とする。</p>	<p>（1）指導経費 研修生1名につき1ヶ月当たり3万円以内の額とする。ただし、1ヶ月未満については、1日当たり1千円以内の額に当該日数を乗じて得た額とする。</p> <p>（2）指導謝金 研修生1名につき1ヶ月当たり1万円以内の額とする。ただし、1ヶ月未満については、1日当たり300円以内の額とする。</p> <p>※ただし、北海道農業公社の新規参入者就農促進支援事業により助成を受ける場合は、本事業の助成対象としない。</p>		
6	北斗市	農業新規参入者支援事業	農業新規参入者（北斗市に居住し新たに北斗市で農業経営を開始した55歳未満の認定就農者）ただし、青年就農給付金（経営開始型）の給付対象となる者は本事業の対象とならない。	新規就農後の生活の不安を軽減し、農業経営をスムーズに軌道に乗せることを目的とし一定の助成を行う。 50,000円/月（経営開始から3年以内）		北斗市総合分庁舎 農林課 TEL:77-8811 <a href="http://www.city.hokuto.hokkaido.jp/index.php">http://www.city.hokuto.hokkaido.jp/index.php</a>
		認定就農者受入農家支援事業	認定就農者を研修生として受け入れる指導農業士及び先進的農家（市長が適当と認める者）	研修生の指導を行う受入農家に対する謝礼 研修生1名につき、1日当たり2,000円（25日/月を限度）		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
7	八雲町	八雲町新規就農支援資金貸付事業	新規就農者	新規就農者1人に1回限り200万円以内の貸付実行年度の翌年度から5年以内の均等割りで償還		八雲町農林課 TEL:0137-62-2111 <a href="http://www.town.yakumo.lg.jp">http://www.town.yakumo.lg.jp</a>
8	長万部町	新規就農者支援対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道就農計画認定制度実施要領に基づく就農計画で知事の認定を受けた者</li> <li>・就農時の年齢が18歳以上56歳未満の者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就農者1人につき1回限り200万円以内の額を予算の範囲内で無利子で貸付</li> <li>・貸付実行年度の翌年度から5年以内の均等割の年賦により償還</li> <li>・営農を継続している場合で、償還金の免除要件を満たす場合は償還免除</li> </ul>		長万部町産業振興課農業グループ TEL:01377-2-2455
9	上ノ国町	農業後継者等支援事業	次のいずれかに該当し、町内に定住して農業により生計を営む者 <ul style="list-style-type: none"> <li>①年齢が50歳以下又は年齢が50歳以上で就農開始から5年以内の新規学卒就農者、Uターン就農者及び新規参入者</li> <li>②女性農業者</li> <li>③その他</li> </ul>	就農研修及び調査研修に要した費用に対し次の支援を行う。 1 調査研修費（国内旅行3泊4日以内）…農作物の栽培技術及び流通調査等に係る旅費・日当に対し上ノ国町職員等の旅費支給に関する条例により算定した額の1/2以内 2 調査研修費（新函館農業協同組合が実施する海外研修）…所要額に対し1/4以内		農林課農業林業G TEL:0139-55-2311 内241、243
10	せたな町	産業担い手育成事業奨励金	1. 新学卒者、Uターン等就業者 2. 新規就業者 3. 集落営農組織	要件該当者へ奨励金の交付（就業時一括交付） 1. 新学卒者、Uターン等就業者 100万円 2. 新規就業者 200万円 3. 集落営農組織 200万円（組織設立時100万円・法人化100万円）		せたな町役場産業振興課 TEL:0137-84-5111 <a href="http://www.town.setana.lg.jp">http://www.town.setana.lg.jp</a>
		産業担い手育成事業補助金	新規就業者	新規就業者へ各事業の助成 1. 農地賃貸助成（経営基盤法による賃貸）5年間交付（150万円以内） 2. 固定資産税助成（5年間交付、全額） 3. 農業制度資金融資利子補給（5年間交付、3,700万円以内、利子補給率2%以内）		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
11	今金町	農業後継者奨学金	本町に農地を有し、現に農業を営んでいるものの子弟で高等学校、短期大学、専門学校、普通大学の農業課程に就学しているもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 高等学校 1人年額 100,000円</li> <li>② 短期大学、専門学校、普通大学 1人年額 140,000円</li> <li>③ 卒業の翌月から起算して5ヵ年間農業に従事し、又は農業経営をしたときは、奨学金全額の返還を免除</li> </ul>	毎年4月30日まで	今金町役場 産業振興課  TEL 0137-82-0111 FAX 0137-82-3627
		産業後継者育成就業奨励金	町内農林商工業者の子弟で、後継者として新たに町内において農林商工業に従事する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業奨励金については、新たに農林商工業に従事することとなった日から3年を経過後に交付</li> <li>① 独身者 700,000円</li> <li>② 配偶者を有する者 1,000,000円</li> </ul>		<a href="http://www.town.imakane.lg.jp/">http://www.town.imakane.lg.jp/</a>
		担い手対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業後継者（経営移譲後5年以内）</li> <li>・新規就農者（45歳未満の者）</li> <li>・法人の設立（2戸以上の経営体を実施）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業後継者に対する支援</li> <li>① 農業設備・資材購入等の助成（事業費の1/2助成又は上限100万円）</li> <li>② 新たに取得した農地に係る固定資産税相当額を3年間助成</li> <li>・新規就農者対策</li> <li>① 新たに取得した農地に係る固定資産税相当額を3年間助成</li> <li>② 就業奨励金として、就農後5ヵ年を経過後300万円交付</li> <li>③ 営農研修に係る営農指導者に対し、就業に必要な生産技術力や経営管理能力等の指導に要する諸経費を研修生1人につき1ヶ月3万円を交付</li> <li>・法人化等に対する支援</li> <li>① 法人化等に対する設立時の運営資金として100万円交付</li> </ul>		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
12	黒松内町	就農研修支援事業 （新規就農者等支援 条例の制度）	就農研修者 1 心身ともに健康かつ 当該研修終了後1年以内 に年齢が65歳未満で新規 就農することが確実と見 込まれる者 2 新規就農時に、農用 地面積を、水稻、畑作経 営においてはおおむね10 ヘクタール以上、酪農、 畜産経営においてはおお むね15ヘクタール以上確 保でき、かつ、技術・経 営能力、労働力、事業・ 資金計画等に問題がな く、年間農業従事日数が 150日以上であると見込ま れる者 3 受入指導農家と過去 において常勤の雇用契約 を結んでいない者 4 農業経営者等の子弟 で、当該農業経営者等を 受入指導農家として就農 研修する者以外の者	就農研修者支援金 独身者の場合月額15万円、配偶者又は扶 養者がいる場合は月額20万円。ただし、一月に満たない月は 円単位までの日割りとする。		黒松内町担い手育 成センター （黒松内町産業 課） TEL：0136-72-3835 <a href="http://www.kuroma&lt;br/&gt;tsunai.com/farmer&lt;br/&gt;/">http://www.kuroma tsunai.com/farmer /</a>
		受入指導農家助成事 業 （新規就農者等支援 条例の制度）	受入指導農家 農業体験 実習者や就農研修者を受 入れ、地域農業の担い手 として育成指導する町長 が別に定める基準に従い 登録した本町内の農業者 （個人経営又は農業生産 法人を問わない。以下同 じ。）をいう。	受入指導農家助成金 月額5万円。ただし、一月に満たない 月は円単位までの日割りとする。 別に定める受入指導農家の基準 1 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条 の2第1項の認定農業者である者 2 ようてい農業協同組合（以下「JA」という。）の組合 員であり、過去の農業経営状態から就農研修等を受入れする 能力を有するとJA黒松内支所長が認め推薦する者 3 北海道青年就農給付金事業実施要領（平成24年経営第259 号北海道農政部長通知）第4の1（1）イ（ウ）cの要件を 満たす者		



■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
12	黒松内町	新規就農奨励事業 （新規就農者等支援 条例の制度）	新規就農者 1 心身ともに健康かつ 年齢がおおむね20歳以上 65歳未満で、将来自ら農 業を営むことが確実 と見込まれる者	新規就農者奨励金 新規就農者として農業経営開始後の1年 を経過したとき及び5年を経過したときに100万円		黒松内町担い手育 成センター （黒松内町産業 課） TEL：0136-72-3835 <a href="http://www.kuroma&lt;br/&gt;tsunai.com/farmer&lt;br/&gt;/">http://www.kuroma tsunai.com/farmer /</a>
		農用地等賃借料助成 事業 （新規就農者等支援 条例の制度）	2 農用地面積を、水 稲、畑作経営においては おおむね10ヘクタール以 上、酪農、畜産経営にお いてはおおむね15ヘク タール以上確保でき、か つ、就農計画について、 技術・経営能力、労働 力、事業・資金計画等か ら総合的に判断して達成 することが確実で、就農 時における年間農業従事 日数が150日以上であると 見込まれる者	農地保有合理化事業及び公社営農場リース事業による農用地 等又は農地法第3条若しくは農業経営基盤強化促進法第18条 に基づく農用地の賃借料の2分の1以内の額とし、新規就農 から6年間を限度とする。		
		農用地等取得費助成 事業 （新規就農者等支援 条例の制度）		生涯にわたり1回限り農用地等の取得費の3分の1以内の額 とし、新規就農から5年以内に取得したものに対して300万 円を限度とする。		
		農用地等取得借入金 利子補給事業 （新規就農者等支援 条例の制度）	3 現に本町で農業経営 している者又は経営して いた者（以下「農業経営 者等」という。）の子弟 で、当該農業経営者等の 後継者となる者でない者	農用地等の取得に要する借入金の利子相当額とし、新規就農 から5年以内に取得したものに対して5年間を限度とする。		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
13	蘭越町	蘭越町研修農場農業 研修生住宅助成金	農業研修生（40歳未満）	家賃の1/2以内を助成（上限額～15,000円/月）		蘭越町産業経済課 （TEL 0136-57- 5111）
		研修生受入農家謝礼	受入農家	月額20,000円を助成		
		新規就農支援事業	新規就農者（40歳未満）	就農に伴う資材等購入費の70%以内で助成（上限～300万円）		
		振興作物奨励事業	新規就農者	栽培ハウス等の購入費の1/4以内で助成		
		新規就農奨励金	新規就農者	24万円の商品券を贈呈		
14	真狩村	農業後継者就農支援 事業	農業後継者として村が認 定した者	本村農業農時代を担う担い手育成・確保のため、学卒又はU ターン等により農業後継者として就農する者の、就農又は営 農準備に必要な資格等の取得や、研修の受講等の経費に対し 助成を行う。一人当たり20万円を限度に助成。	募集期間：4月1 日～6月1日 募集人員：定め なし	真狩村役場 産業課 農業振興 係 TEL：0136-45-3615
15	仁木町	農業担い手育成事業	新規就農者 （46歳未満）	就農計画を認定、本町に居住・営農、農地を新たに取得後1 年を経過した方に奨励金50万円を交付する。		農政課農政係
		農業担い手育成事業	農業後継者 （新規学卒、Uターン者 等で46歳未満）	就農計画を認定、後継者として本町に居住・農業に従事し、 5年を経過した方に奨励金50万円を交付する。		
		新規就農者支援事業	46歳以上の新規就農者	農地の所有権を取得した日から1年を経過し、引き続き農業 に従事すると見込まれる方に取得面積に応じ給付金を支給。 0. 3ha以上～20万円 0. 1ha以上0. 3ha未満～10万円		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
16	余市町	余市町新規就農者農業研修事業	<p>1. 研修者は余市町に新規就農を希望する65歳までの者とする。</p> <p>2. 研修者が認定就農者及び認定就農者になることが確実な者とする。</p> <p>3. 受入指導農家等は、高度な生産技術・経営管理能力を有するとともに、農業の担い手育成に強い熱意と指導性を有し、新規就農希望者の受入及び指導に対し教育的配慮ができる優れた農家・農業法人等であり、余市町新規就農活動支援センター長が認めた者とする。</p>	<p>新規就農希望者を対象として、円滑な就農に必要な生産技術や経営管理能力等を習得させるため、優良農家で実践的な農業研修を実施するものとし、新規就農希望者を研修者として受入れ、指導する農家等に対し、指導謝金を支給する。受入指導農家等が新規就農希望者に技術を指導することに対する経済的負担を補う経費として、指導者1名につき、30日当たり4万円以内の額とする。ただし、30日未満については、1日当たり1,300円以内の額に当該日数を乗じて得た額とする。また、通算研修期間の支給対象期間は、原則360日以内とする。なお、受入指導農家が農業法人であって、複数の指導者がいる場合は、新規就農希望者の人数を限度とし、個人農家の場合は1名を限度とする。</p>		<p>余市町経済部農林水産課農政振興係 0135-21-2123 <a href="http://www.town.yoichi.hokkaido.jp/">http://www.town.yoichi.hokkaido.jp/</a></p>
		余市町新規就農者農業研修家賃助成事業	<p>助成対象者は、高度な生産技術・経営管理能力を有するとともに、農業の担い手育成に強い熱意と指導性を有し、新規就農希望者の受入及び指導に対し教育的配慮ができる事、且つ町長が認める農家・農業法人等で研修を受けるために借家等に居住し家賃を支払っており、次の事項の全てに該当するものとする。</p> <p>1. 認定就農者であり、就農計画に基づき実践的な研修を実施していること</p> <p>2. 研修期間が原則として1年以上であること</p> <p>3. 借家等の居住期間が3ヶ月以上であること</p> <p>4. 家賃が月額1万円以上であること</p>	<p>余市町に就農を希望する者に対し家賃の助成を行い円滑な研修を支援するものとする。</p> <p>1. 助成期間は研修期間とし、3年以内とする。</p> <p>2. 助成額は、家賃の2分の1以内とし、月額10,000円を限度とする。</p>		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
17	赤井川村	赤井川村新規就農者育成に関する特別措置条例	就農研修者及び新規就農者（U・Iターン後継者除く）	1, 経営開始後の農用地賃借料を3年間借入者へ交付する。 （畑5千円/反：田10千円/反上限） 2, 農業経営に必要な農用地を取得するため借入れした農業制度資金の額800万円を限度として、その貸付利率年3.5%以内に相当する額を農業経営開始の属する年度から起算して5年間利子補給する。 3, 前述の農業制度資金を借入れられない場合は、農協資金の額500万円を限度として、その貸付利率年5.5%以内に相当する額を農業経営開始の属する年度から起算して5年間、その後5年間については貸付利率年3.5%以内に相当する額を利子補給する。	募集期間：4月から11月 募集人数：2名程度	赤井川村農業委員会 0135-34-6211
		赤井川村新規就農者育成に関する特別措置条例施行規則	受入指導農家	1, 7日以上通算して概ね150日未満の実習を行った場合、30日当たり5万円以内を通算実習期間に応じて、当該受入農家に営農実習支援費として交付する。		
		赤井川村農業振興対策事業	新規就農者	1, 経営開始3年以内に建設した新規ハウスを基準額1/2以内で5棟まで補助する。		赤井川村産業課農政係 0135-34-6211

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
18	岩見沢市	新規就農サポート事業	概ね18歳から45歳での市内に住所を有する新規学卒者、Uターン者、新規参入者。ただし、右(3)、(4)は新規参入者のみ	<p>新規就農に必要な農業知識又は技術習得するための各種研修受講等に関する支援</p> <p>(1) 短期研修支援：基礎的農業知識・技術及び経営能力の取得を図るため、北海道農業大学校等での研修経費を助成（1研修当り6万円を限度とし、対象期間は研修中及び就農後3年以内）</p> <p>(2) 就農進学支援：農業経営に必要な知識を習得するために北海道農業大学校等に進学する経費を助成（進学するための経費として年額12万円を限度とし、最大4年間。※学校教育法による大学、短期大学、専門課程を有する専修学校のうち、農業に関する学科）</p> <p>(3) 就農技術習得支援：就農に必要な技術や経営能力等の習得のための支援金として助成（月額5万円 就農計画に基づく研修期間内で2年以内）</p> <p>(4) 家賃助成支援：研修中の家賃助成（家賃の1/2以内、月額2万円限度。就農計画に基づく研修期間内で2年以内）</p>		<p>岩見沢市新規就農サポートセンター （市役所農政部農務課農業経営係（2階7番窓口）担当） 電話：0126-23-4111 （内線 261又は268） Eメール： noumuka@i-hamanasu.jp</p> <p>HPアドレス： http://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/i/kakuka/shinkisyunou/index.html</p>
			受入農家	<p>(5) 受入農家支援：新規参入者の研修経費支援（研修生を受け入れる農家への研修経費を支援。月額4万円限度）</p> <p>(6) 雇用就農等支援：体験研修にかかる経費を助成（体験研修を受け入れた農業者（指導農業士・農業士等）への体験研修生に支払う賃金の1/2以内を支援。月額8万円を限度とし、期間は体験研修期間内で6か月以内とする。）</p>		
		新規参入支援事業	<p>経営開始年齢が概ね20歳から47歳で岩見沢市内に居住し岩見沢市の実践的農業研修を経て独立就農する人。ただし、(4)は新規学卒者及びUターン者を含む。</p>	<p>就農初期の支援</p> <p>(1) 農用地取得支援：農用地取得費用を助成（取得価格の20%以内、150万円を限度。経営開始から5年以内とし1回限り）</p> <p>(2) 農用地賃借料支援：農用地賃借料の助成（賃貸借料の50%以内20万円を限度。営農開始から5年間）</p> <p>(3) 公租公課相当額支援：固定資産税相当額の助成（営農開始時において取得した農地及び農業の用に供する施設に課される固定資産税相当額。3年間）</p> <p>(4) 住宅取得等支援：就農生活の拠点となる住宅の確保（住宅購入、増改築費の50%以内とし、50万円を限度。就農後5年以内とし、1回限り）</p> <p>(5) ビニールハウス等導入支援：ビニールハウス資材、農業機械・器具の導入費用の助成（費用の50%以内とし、50万円を限度。就農後5年以内とし、1回限り）</p>		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
19	芦別市	芦別市新規就農招致促進事業	<p>営農実習者 （体験実習修了者で申請時に年齢が18歳以上50歳未満の方）</p> <p>受入指導農家</p>	<p>・新規就農支援資金</p> <p>①就農に必要な生産技術や経理管理方法等を習得するための期間</p> <p>（6ヶ月以上2年以内）に必要な費用（無利子資金）を貸付</p> <p>農家子弟 単身者 10万円以内 配偶者有 15万円以内 償還期間 12年以内（うち据置2年以内）</p> <p>農家子弟以外 単身者 15万円以内 配偶者又は同居親族有 20万円以内 償還期間 7年以内（うち据置2年以内）</p> <p>・研修旅費補助金</p> <p>①就農に必要な生産技術や経営管理方法等を習得するための研修に係る旅費の1/2以内を10万円を上限として補助</p> <p>・営農指導等助成金</p> <p>①営農実習者に対して行う就農に必要な生産技術や経営管理方法等の指導に対する助成（6ヶ月以上2年以内）</p>		<p>芦別市役所農林課 農政係 TEL：0124-22-2111 FAX：0124-22-8048 E-Mail:ashi-nou@atlas.plala.or.jp</p>

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
19	芦別市	芦別市新規就農招致促進事業	新規就農者 (営農実習終了後2年以内に農業経営を行う方)	<p>・経営自立補助金</p> <p>①経営開始時から1年以内に賃貸借により賃借した農用地等の年間賃借料の50%を賃借年から5年間補助</p> <p>・経営安定補助金</p> <p>①経営開始時から3年以内に取得した農用地等に係る固定資産税相当額を賦課年から5年間補助</p> <p>②経営開始時から3年以内に農用地等の取得のために借り入れた農業関係制度資金（個人 5,000万円・法人 8,000万円）の5%について借入年から5年間補助</p> <p>・農用地等取得借入金償還利子補給金</p> <p>①経営開始時から3年以内に農用地等の取得のために借り入れた農業関係制度資金（個人 5,000万円・法人 8,000万円）の貸付利率のうち1.5%を償還年から10年間利子補給</p>		芦別市役所農林課 農政係 TEL：0124-22-2111 FAX：0124-22-8048 E-Mail:ashi-nou@atlas.plala.or.jp
		芦別市新規就農招致促進事業	Uターンを含む後継就農者(18歳以上50歳未満で自家農業に従事することになって5年以内の方、又は市担い手育成条例に基づき法人就農者の認定を受けた方)を擁する経営体	<p>・経営研修補助金</p> <p>①後継者育成計画に基づき、農業経営に必要な生産技術や経営管理方法等を習得するための研修及び資格取得に要する経費(旅費・報償費・負担金)の合計額の1/2以内を25万円を上限として補助</p> <p>・経営基盤確立借入金償還利子補給金</p> <p>①後継者育成計画に基づき、機械又は施設の取得のために借り入れた農業関係資金の借入金(借入額 1,500万円を上限)の利息が無利子になるよう、償還年から10年間利子補給。ただし、1経営体につき1件まで</p>		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
20	三笠市	実践研修奨励金	就農研修生・農業後継者	就農計画の認定を受け、市内において農業研修を行い、借家等に居住し家賃を支払っている20歳以上40歳未満の就農研修生に対して、家賃の2分の1以内（月額1万円を限度）を助成する。	2年	三笠市農林課 nourin@city.mikasa.hokkaido.jp
		経営安定奨励金	新規就農者	就農計画の認定を受け、市内において就農したと認められる新規就農者で、経営開始時に農地・農業用機械設備を取得した者又は2年以内に市内で住居を取得した者、もしくは経営開始時に農地の利用権設定を行った者（農地取得、利用権設定は2ha以上）に対し、農地・農業用機械設備取得額の2分の1（100万円を限度・いずれか取得時1回限り）、もしくは農用地の賃借料の2分の1以内（5年以内、年額20万円を限度）を助成する。	1回	
		就農者育成奨励金 （初期経営サポート）	新規就農者	就農開始後に必要な労働力を確保するため、臨時的に労働者を雇用するときに、1時間当たりの賃金に労働者の労働時間に乗じた額の1/2以内を助成。ただし、賃金が800円を超えるときは400円に労働者の労働時間に乗じた額の1/2以内（雇用人数に関わらず年額384,000円を限度、三親等以内の親族を雇用する場合は除く）。	新規就農後の5年間のうち2年	
21	滝川市	新規就農者確保対策事業	滝川市新規就農者確保対策協議会において新規就農実習者と認定された者	○営農実習期間家賃補助～研修期間中（2年間）、月額2万円を上限として家賃の1/2を助成 ○営農実習期間給付～就農に向けた農業知識、経営技術等の習得に向けて、自主的な研修活動費として月額4万円を助成（研修期間中（2年間））		滝川市農政部農政課 担い手育成係 http://www.city.takikawa.hokkaido.jp/
			新規就農実習者の受入農家	○営農指導補助金～新規就農実習者の研修期間中（2年間）、生産技術などの指導に要する経費として月額3万円を上限に助成		
			新規就農実習者又は新規就農実習者と同等以上の実習を修了した新規就農者	○営農経営自立補助～2年間の研修期間を修了した新規就農実習者又は新たに自立した営農を開始する者に対し、就農後3年以内に300万円を上限として設備等取得費を助成		



■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
22	砂川市	砂川市新規就農者支援事業	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・おおむね20歳以上65歳未満の農業以外の職等にある者で、本市に居住して農業経営によって自立しようとする者</li> <li>・第7条に規定する実践的農業研修を受けている者又は認定後直ちに研修を開始する者</li> </ul> <p>要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道就農計画認定制度実施要領に定める就農計画の認定を受けていること。</li> <li>・就農時における農業経営の目標が、就農5年後において農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づき策定された砂川市農業経営委基盤強化促進法に定める農業経営の基本指標における目標水準の5割以上であること。</li> </ul>	<p>1. 農業経営基盤強化促進法に基づき農用地の利用権を設定した場合、就農した日から5年間農地の年間賃借料の2分の1以内、5万円を限度に助成金を交付する。</p> <p>2. 就農した日から3年以内に農業経営に必要な農業用機械、施設又は資材の購入に要する経費に対し100分の30以内、90万円を限度に助成金を交付する。</p>		<p>砂川市役所経済部 農政課農政係 TEL 0125-54-2121</p>

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
23	深川市	新規就農者確保対策事業	本市において、農外から新たに就農しようとする20歳から40歳までの者で、要綱に掲げる研修等を行なった後、就農し、就農後5年以上営農を続ける者（3親等以内の親族もとの就農は除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新規就農予定者の研修期間中における住宅の無償貸与</li> <li>○新規就農予定者の就農確定時における就農支援資金の助成                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業経営する者 200万円</li> <li>・農業生産法人の構成員となる者 100万円又は出資額のいずれか低い方の額</li> </ul> </li> <li>○受入農家に対する指導謝金の助成 市とJAより年間で72万円を最大2年間支給</li> </ul>		農政課農政係 TEL0164-26-2255
		就農支援促進事業	市内に住所を有する45歳以下の者で、学卒後又はUターンして農業従事者となり、将来3親等以内の親族の経営を継承し農業経営行う、又は農業生産法人の構成員となること確実な者	次の対象事業の経費の2分の1を補助（上限15万円） <ul style="list-style-type: none"> <li>・先進農家等における研修に必要な経費</li> <li>・パソコン及びソフトの購入経費</li> <li>・新規作物導入に係る研修及び種苗の購入経費</li> <li>・営農に必要な資格の取得経費</li> <li>・その他、事業目的に沿った研修等経費</li> </ul>		
24	長沼町	新規参入農業者誘致等特別対策事業	就農研修者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農閑期のうち、4月を限度に1月当たり10万円を助成。</li> <li>・居住場所の使用料に対し、24月を限度に1月当たり15千円を助成。</li> </ul>		長沼町産業振興課 TEL:0123-88-2111 <a href="http://www.maoi-net.jp/">http://www.maoi-net.jp/</a>
			受入指導農家	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修生1人につき、1月当たり10万円以内を助成。</li> </ul>		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
25	栗山町	新規就農者経営安定化支援事業	新規就農者	助成額：月額25千円以内 助成期間：3年間		一般財団法人 栗山町農業 振興公社 TEL： 0123-73-2500 メール： <a href="http://kuri-agri.org">http://kuri-agri.org</a>
		新規就農者就農施設等支援事業		助成額：500千円以上の施設等導入経費の1/2以内 （上限額 3,000千円） 助成期間：3年間		
		新規就農者農地確保支援事業		助成額：利用権設定した農地の面積×10千円/10a以内 （上限額 賃借料） 助成期間：3年間		
		日出地区農地流動化対策モデル事業	農地の受け手となる新規就農者	助成額：日出地区の農地を6年以上利用権設定した農地の面積×20千円/10a 助成期間：初年度		
26	月形町	月形町新規就農者経営開始資金貸付基金	認定就農者で認定農業者である者	次の資産、施設等を取得する者に500万円を上限に貸付 貸付対象…農地、農業用施設、農業用機械、家畜 貸付条件…利率～無利子、貸付期間～10年以内（うち据置3年以内）		月形町産業課農政係 0126-53-2322
		月形町新規就農者等誘致促進事業	認定就農者で認定農業者である者で1年以上3年以内の期間で農業実習を受ける者	①農業実習を開始して、3年以内に就農に必要な研修に要する費用として20万円以内を交付 ②農用地の利用権を設定した場合は、1年分の賃借料又は50万円を超えない範囲内のいずれか低い額を交付 ③就農から3年以内に次の農業用施設等を取得した場合は、取得価格の25%以内又は250万円を超えない範囲内のいずれか低い額を交付 助成対象…農業用倉庫及び保冷库、トラクター及び付属備品、ハウス資材及び付属備品、農業用管理に使用する除雪機 ④就農予定日前1年以内及び就農した日から5年以内に住宅の新築及び住宅を増改築する場合は、事業費の50%以内又は70万円を超えない範囲内のいずれか低い額を交付		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
27	新十津川町 一般財団法人 ピンネ農業公社	就農進学支援	18歳以上45歳以下の新規就農者及び農業法人職員	学校教育法に該当する学校の農業に関する学科又は北海道農業大学校に進学し、卒業後直ちに公社事業区域内に就農するとき、4年を限度として年額12万円を助成		一般財団法人 ピンネ農業公社  TEL : 0125-72-2022 FAX : 0125-76-4102  HP <a href="http://www.pinne-kousya.jp/contact.html">http://www.pinne-kousya.jp/contact.html</a>
		短期研修支援	18歳以上50歳以下の新規就農者及び農業法人職員	就農後3年以内に北海道農業大学校等において宿泊研修を受けるとき、研修に要した経費（上限1研修あたり5万円）を助成		
		就農技術支援	18歳以上45歳以下の新規就農者	受入指導農業者のもとで就農計画に基づく研修を行うとき、2年を限度に月額5万円を助成		
		住宅確保支援	18歳以上50歳以下の新規就農者（経営者と同居する場合を除く）	研修期間中、公社事業区域内において賃借料2万5千円以上の借家等に1年以上居住するとき、2年を限度に月額賃借料の1/2（上限1万5千円）を助成		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
27	新十津川町 一般財団法人 ピンネ農業公社	農用地賃借料支援	就農研修等（他市町村実施のものでも可）を終了した20歳以上50歳以下の新規就農者（経営主の農業専従者となる者を除く）	農業経営基盤強化法に基づき農用地の賃借契約において利用権を設定したとき、就農した日から5年を限度に年間賃借料の1/2（上限20万円）を助成		一般財団法人 ピンネ農業公社  TEL : 0125-72-2022 FAX : 0125-76-4102  HP <a href="http://www.pinnekousya.jp/contact.html">http://www.pinnekousya.jp/contact.html</a>
		農用地取得債務保証料支援		就農3年以内に農地を取得するための経費を借入れし（上限3千万円）、その残高に債務保証を付加するとき、5年を限度に債務保証料（上限10万4千円/年）を助成		
		農業施設整備取得債務保証料支援		就農3年以内に農業用機械等を取得するための経費を借入れし（上限2千万円）、その残高に債務保証を付加するとき、5年を限度に債務保証料（上限6万9千円/年）を1度に限り助成		
		生活基盤支援		就農初年の生計を維持するため、就農した日から1年を限度に1人世帯は月額5万円、2人以上の世帯は月額10万円を助成		
		就農住宅取得・増改築支援		就農予定日前6カ月以内又は就農後5年以内に住宅の新規購入（中古住宅を含む）又は増改築等をするとき、要した費用の1/2（限度額50万円）を1度に限り助成		
		出資金支援		就農後5年以内に農業法人に出資し、構成員として法人経営に参画するとき、出資額の1/2（上限30万円）を助成		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
28	妹背牛町	新規学卒等就農記念贈呈事業	新規学卒者等	新規学卒者等の就農に対し、50,000円の積立式通帳を贈呈する。		妹背牛町農業振興推進協議会（町農政課内） TEL0164-32-2411
		農業研修生受入事業	受入指導農家	農業研修生受入指導農家に対し、指導助成（1,500円/日）、滞在助成（25,000円/月）を交付する。1人につき最長2年間。		
29	秩父別町	産業後継者新規就業支援金貸付事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本町に住所を有すること</li> <li>2. 公租公課の滞納がないこと</li> <li>3. 自営業の経営を引き継いで経営者となる意思を有し、同時に申請時の経営者がその意思を認める者であること</li> <li>4. 新規就業者については、自営業等を将来的に継続する意思があること</li> <li>5. 申請時に対象となる自営業などに従事していること</li> <li>6. 支援金貸付決定の日から10年以上本町に住所を有し、対象となった自営業などに従事すること</li> </ol>	自営業など1経営体につき貸付対象者は1人までとし、 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各種学校等を卒業し、就職及び就業することなく、後継者として就業した者 200万円</li> <li>2. 町内外で就職等を経て後継者として就業した者、又は経営を譲り受け営む者 100万円</li> <li>3. 店舗等を構え新規就業者と認められた者 200万円</li> </ol>		産業課産業グループ （農政担当） 0164-33-2111 （内線65・66）

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
30	北 竜 町	北竜町新規就農者誘致特別措置事業	新規就農予定者（北竜町内において新たに農業を営もうとする者で、農業に2年以上就労した経験が無く、心身共に健康で原則として経営責任者の年齢が22歳以上45歳未満の者）	○農業研修期間に新規就農予定者を受入れ、営農技術等を指導した農家に対し、月額10万円を営農実習支援助成金として交付 ○農業研修期間に新規就農予定者が借り受けた住宅の家賃に対し、月額1万円を限度として、1/2の額を住宅家賃助成金として交付 ただし、国又は道等から同様の助成を受けた場合はこの限りでない。		北竜町役場 産業課農業担い手係 TEL 0164-34-2111 <a href="http://www.town.hokuryu.hokkaido.jp">http://www.town.hokuryu.hokkaido.jp</a>
			新規就農者（上記の新規就農予定者が、実践的な農業研修を原則1年以上行い、営農計画書その他必要事項を記載した認定申請書の認定を受けた者であり、本町内において農業経営を開始する者）	○農業経営基盤強化促進法により、農地の賃借期間の内、5年間に係る賃借料の1/5を交付する。 ○農用地等を取得するため最初に借入した各制度資金に対し、1/10の額の補助金を交付する。（250万円限度） ○農用地取得後、最初に賦課された固定資産税の額を限度として3年間交付する。 ○制度資金の借入額の利率2.0%を超える部分を5年間交付する。（2,000万円限度） ○住居用住宅の修繕増改築助成金1/5の額を交付する。（250万円限度）		
31	沼田町	沼田町農業新規参入推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身ともに健康な方</li> <li>・沼田町内において就農若しくは農業従事を希望されている方</li> <li>・年齢概ね22歳以上40歳未満の方</li> <li>・研修期間：最長2年間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修手当の支給(月額7万5千円、最長2年間)</li> <li>・住宅料補助(月額1万2千円を上限)</li> <li>・傷害保険料補助(年額1万5千円を上限)</li> <li>・研修ハウス借上補助(年額10万円を上限)</li> <li>・沼田町担い手育成総合支援協議会による研修中・研修後のアドバイス等</li> <li>・研修を終了し、就農若しくは農業に従事した際を支援 (独立・自営就農の場合：50万円、雇用就農の場合：10万円)</li> </ul>		沼田町担い手育成総合支援協議会 (事務局：沼田町農業商工課) 電話：0164-35-2114 <a href="http://www.town.numata.hokkaido.jp/">http://www.town.numata.hokkaido.jp/</a>

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
32	旭川市	新規就農者営農開始支援補助金	市長の認定を受けた市の就農計画認定者で、市内に就農した者	対象経費：営農に直接必要な機械・施設の購入費等 補助率：補助対象経費の30%以内（他の事業の助成を受ける場合は10%）以内で助成する（5年間の累積上限補助額300万円，補助額千円未満切り捨て） 対象期間：就農後5年度以内		旭川市農政部農政課経営支援係  070-0034 旭川市4条通9丁目朝日生命旭川ビル4階  TEL：0166-25-7417  FAX：0166-26-8624  E-Mail： nousei@city.asahikawa.hokkaido.jp  HPアドレス： http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/nousei/
		新規就農者農場等リース事業補助金	市長の認定を受けた市の就農計画認定者で、市内に就農した者	対象経費：農用地，施設，設備，機械の賃借料 補助率：賃借料の30%以内で限度額は20万円（補助額千円未満切り捨て） 対象期間：就農後5年以内		
		旭川市農業経営改善資金（農地等取得資金）	市長の認定を受けた市の就農計画認定者で、市内に就農した者	資金使途：農地の取得及び造成等 貸付利率：借入から5年間は無利子（6～10年1.6%，11～15年3.0%） 償還期限：15年以内（うち据置期間は3年以内） 貸付限度額：1,800万円 債務保証：北海道農業信用基金協会債務保証の対象外		
		農業研修生住宅費助成事業補助金	市長の認定を受けた市の就農計画認定者で、農業研修中の者	対象経費：農業研修中の賃貸住宅の家賃 補助率：家賃の50%以内で限度額は年額30万円（補助額千円未満切り捨て） 対象期間：農業研修期間中（最長2年間）		
		農業研修受入事業指導謝金	市長の認定を受けた市の就農計画認定者の農業研修の受入を行った農業者	農業生産及び経営管理技術に係る指導へ謝金 支給額：1日3千円の額で予算の範囲内で交付 対象期間：2年間		
		農業研修施設整備推進事業補助金	市長の認定を受けた市の就農計画認定者の農業研修用として営農設備等を整備する農業団体等	農業研修用として営農設備等を整備する農業団体等への補助 対象経費：営農設備及びその付随設備，設備を設置する農地の賃借料等 補助率：補助対象経費の30%以内（補助額千円未満切り捨て）		



■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
33	士別市	就農研修期間助成	・就農研修者	研修期間1年に対して6ヶ月以内につき、単身者8万円、世帯者10万円を助成する。（但し、（公財）北海道農業公社の資金借入者、親元での研修者は除く。）		士別市農業振興課 農政担当 Tel.0165-23-3121
		新規就農者等経営規模拡大支援助成	・新規就農者 ・新規就農者を後継とする農業者 ・新規就農者・新規参入者を構成員とする農業生産法人	就農した年度から10年度以内に農用地の集積を行った場合に、5年を限度として助成。 1. 5年以上の契約に基づく農用地賃借料の1/2以内の額。 2. 制度資金利子の内自己負担の1/2以内の額。		
			・新規参入者	就農した年度から10年度以内に農用地の集積を行った場合に、10年を限度として助成。 1. 5年以上の契約に基づく農用地賃借料の30万円までは全額とそれを超える賃借料の1/2以内の額。 2. 制度資金利子の内、自己負担30万円までは全額とそれを超える金額の1/2以内の額を助成。		
		研修者受入農家指導助成	・研修受入農家、農業生産法人等	研修生1人につき12ヶ月以内で月額3万円を助成する。（但し、（公財）北海道農業公社から助成を受ける期間を除く。）		
		農業者研修等の助成	・農業者 ・農業後継者及びその配偶者 ・就農研修者	農業研修及び研究会等の実施及び参加に対する助成で、新規就農の場合は3年以内で1回に限り20万円を限度に全額助成する。 1. 農業研修に関する費用で1/2以内。 2. 研究会等での経費の1/2以内で10万円を限度とし助成。		
		新規参入者経営安定化助成（固定資産税相当額助成）	・新規参入者	就農したときから5年以内に農業生産に係る不動産を取得、若しくは、所有権取得を目的とした賃貸契約を締結した者に対して、固定資産税相当額の1/2以内の額を5年以内で助成。		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
33	士別市	新規参入者経営安定化助成（農業機械リース助成）	・新規参入者	就農したときから10年以内に農業用機械の賃貸契約を行った場合、リース料の10%以内の額を5年以内で助成。ただし、他団体から補助を受けている場合は、控除した個人負担に対して、助成額を計上する。		士別市農業振興課 農政担当 TEL0165-23-3121
34	富良野市	農業担い手支援資金（予定）	Uターン就農者、新規参入研修生	必要な資金の貸付（据置5年、減免措置あり）		農業担い手育成センター 電話0167-42-2882番
		住宅支援	協議会が認めた研修生	市が管理する就農支援住宅（5,400円/月）を利用可能		
		トレーニング農場の無償利用	協議会が認めた研修生	研修3年目の模擬経営研修時に無償利用		
		現地実践研修地の確保及び払下げ	協議会が認めた研修生	研修4年目の研修農地を協議会が確保・整備。就農後、貸付又は払下げを受けることができる。		
		指導農家謝礼	協議会が認めた指導農家	研修指導に対し助成		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
35	鷹栖町	新規就農者確保対策事業（就農支援事業）	18歳以上45歳未満の新規就農者	就農支援認定後3年以内奨励金として20万円/年を助成		鷹栖町役場産業振興課 農業振興係 TEL0166-87-2111 （内線255） <a href="http://www.town.takasu.hokkaido.jp/">http://www.town.takasu.hokkaido.jp/</a>
		新規就農者確保対策事業（研修事業 学校研修）	18歳以上45歳未満の新規就農者又は就農希望者で北海道立農業大学校が行う研修事業へ参加した者	経費に対し8/10以内を助成		
		新規就農者確保対策事業（研修事業 法人研修）	18歳以上45歳未満の就農希望者で農業生産法人で行う実習研修者 期間は3年以内	農業生産法人が研修生に支払う賃金に対し、そのうち原則2/3を農業生産法人に助成（上限額10万円/月）		
		新規就農者確保対策事業（資格取得）	18歳以上45歳未満の新規就農者で就農支援事業認定時から完了の後5年以内までの期間	農業簿記、機械整備士、大型免許、大型特殊免許、その他目指す農業経営に特に必要と認められる資格に対し、費用の1/4以内を助成		
		新規就農者確保対策事業（経営基盤整備事業）	18歳以上45歳未満の新規就農者で就農支援事業認定時から完了の後3年以内までの期間	取得した機械施設に係る資金返済について助成 <条件> 補助対象融資限度額：2千万円以内 対象資金：制度資金で償還期間は10年以内 当該償還期間の半数を超えない範囲内で、当該年償還元金の1/4以内を助成		
		新規就農者確保対策事業（就農研修事業）	18歳以上45歳未満の新規就農者の受入れを原則6カ月/年以上行った農家	新規就農者が受入れ農家等の指導による就農に向けた研修に対して、1人あたり1千円/日を受入れ農家に助成		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
35	鷹栖町	新規就農者確保対策事業（農業体験事業）	18歳以上45歳未満の新規就農者の受入れを原則1週間行った農家	新規就農者が受入農家等ので行う農業体験に対して、1人あたり1千円/日を受入れ農家に助成		鷹栖町役場産業振興課 農業振興係 TEL0166-87-2111 （内線255） <a href="http://www.town.takasu.hokkaido.jp/">http://www.town.takasu.hokkaido.jp/</a>
		農業金融促進事業（就農研修資金）	18歳以上45歳未満で本町農業者の子弟で就農を目指す者、農業実習研修を行う者	就農を目指す者が、就農に必要な技術や知識を習得するために必要な資金に対し、 貸付利率1.5%以内 償還期間7年以内 貸付限度額個人2,000千円で支援		
		農業金融促進事業（新規就農円滑化資金）	18歳以上45歳未満で、本業として農業に新規参入しようとするもの又は農業者の経営を受継ぐ当該農業者の子弟又は町内の親切農業生産法人（3戸以上）	新規就農者等が営農を開始するにあたり取得した機械施設に要する資金に対し、 貸付利率1.5%以内 償還期間10年以内 貸付限度額個人20,000千円 法人 50,000千円で支援		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
36	当麻町	アグリサポート事業	<p>対象：Iターン研修生 要件：町内に就農を希望し、北海道知事が認める認定就農者または北海道青年就農給付金事業実施要領により準備型の研修計画の承認を受けた者であること。研修開始時に20歳以上46歳未満の者で、町内で1年以上農業研修を行うこと。町内に住所を有し、助成の対象となる借家等の居住期間が3カ月以上であること。租税公課を完納していること。</p>	<p>家賃の2分の1以内、ただし月額2万円が補助金の限度額。また、最大適用期間は、研修期間内で連続の2年間。</p>		<p>当麻町農林課農政係 TEL：0166-84-2123 <a href="http://www.town.tohma.hokkaido.jp/nougyouninaite/">http://www.town.tohma.hokkaido.jp/nougyouninaite/</a></p>
			<p>対象：研修受入者 要件：町内に住所を有する者で、租税公課を完納していること。研修受入者により作成された当該研修実施プログラムを提出すること。</p>	<p>受入人数に拘わらず、受入期間中1カ月当たり3万円を補助金の限度額とし、30日未満の端数日については1日当たり1,000円とするが、短期研修生の受入に際してのみ、研修受入者宅での民泊を伴う場合、受入人数に拘わらず、受入期間中1日当たり2,000円を上乗せする。なお、研修受入者1経営体ごとに、短期研修生の総受入日数の上限を事業実施年度中4週間以内とする。また、最大適用期間は、Iターン研修生の受入については研修期間内で連続の2年以内とし、短期研修生の受入については、当該1人の受入ごとに事業実施年度中1回限りの4週間以内とする。</p>		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
37	比布町	新規就農者 参入支援事業	新規就農者 15歳以上46歳未満  ※認定申請書の提出後、 町長が認定 (営農計画書添付)	①実践的事前農業研修…営農技術の習得及び指導に対する経費を補助 ・期間…1か月以上2年未満 ・措置…研修者、受入農業者それぞれに100,000円/月を限度に補助 ※ただし、40時間/週以上農業研修に従事すること ②居住支援…比布町に居住した新規就農者の家賃又は室使用料に対し補助 ・期間…2年を限度 ・措置…家賃又は室使用料の1/2以内を補助 ※ただし、15,000円/月限度 ③営農準備資金利子補助…農業経営に必要な農用地又は機械、施設を導入するため借入れた資金に対し利子補助 ・借入限度額…3,500万円 ・措置…貸付利率の1.5%を5年間補助		比布町役場 産業振興課農政係 (比布町農業協同組合内農業対策室)  TEL:0166-85-4011
38	愛別町	愛別町産業後継者就業等支援給付金	・家業を継ぐもの ・町内事業所へ就職した新規学卒者 ・Uターン者及びIターン者	家業を継ぐ者として、町内へ就業した場合や結婚した場合に助成。 家業を継ぐ者の町内の定住を図るための助成を併せて給付。 給付申請は1回限り		愛別町産業振興課 TEL:01658-6-5111
		愛別町産業振興総合補助金（担い手支援事業）	後継者等の担い手で組織するグループ及び関係団体	後継者等の育成、支援を行うために、後継者等の担い手で組織するグループ及び関係団体等が実施する事業。		
39	上川町	新規就農者誘致特別措置奨励金事業	農業で生計を立てるために就農するもので、概ね23歳以上45歳未満の者。また本町農業者の子弟で新規学卒者及びUターン等により新たに担い手として農業に就農するもの	○新規就農者に、営農資金として原則1年間1世帯につき月額10万円の奨励金を交付 ○農地保有合理化事業等の貸付期間又は農業経営基盤強化事業による農用地の利用権設定期間のうち5年間に係る賃借料の1/2を限度として奨励金を交付 ○制度資金の1/5を限度とし経営自立安定補助金を交付 ○新規就農し、住宅以外に最初に取得した施設等の固定資産税額を限度として3年間奨励金を交付 ○住居用中古住宅の取得及び住宅の一部改修するために要する費用に対して総費用の1/3を限度として補助金を交付（200万円を限度[経営開始から3年以内]） ○農業後継者に、就農経費として原則1年間1世帯につき月額5万円を奨励金として交付		上川町産業経済課 農林水産グループ TEL:01658-2-4057

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
40	美瑛町	新規就農者等就農支援事業	46歳未満の新規参入者	<ul style="list-style-type: none"> <li>就農時に200万円を助成</li> <li>就農時に500万円を限度として貸付（無利子）</li> </ul>		美瑛町農業振興機構 <a href="http://biei-agrikikou.or.jp/">http://biei-agrikikou.or.jp/</a>
		長期農業研修生受入農家助成	受入指導農家	経費の一部を助成 30,000円/月（上限8ヶ月）		
		新規就農者研修奨励支援事業	新規就農者 （後継者の配偶者含む）	研修受講終了後に20万円を交付		
		長期農業研修生家賃助成事業	長期農業研修生	家族世帯の研修生の月額家賃の3万円を超える部分について助成		
		担い手後継者研修助成事業	農業後継者 （新規学卒・Uターン）	就農研修に要する授業料、教材費等の費用について、年間60万円（5万円/月）を限度として最長2ヶ年間助成		
41	上富良野町	上富良野町新規就農者誘致等特別対策事業	新規就農者 （経営責任者の年齢が22歳以上45歳未満の者で配偶者又は60歳未満の同居の親族と共に農業に従事する者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農地保有合理化事業による賃借期間又は農業経営基盤強化法による農用地の利用権設定期間の内5年以内の賃貸料の1/2の額交付</li> <li>○農業関係制度資金2,000万円を限度として、その利息に対して経営開始の初年度から5年間に限り利子補給</li> <li>○農用地等を自己資金して取得した場合に固定資産税の相当額を3年間交付</li> </ul>		上富良野町役場産業振興課 農業振興班 TEL：0167-45-6984
			受入指導農家	○新規就農予定者の農業研修（1ヶ月以上2年未満）の受入農家に対し指導研修費を交付農業実習受入農家に対し、営農指導費として、指導期間中、月額10万以内の助成		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
42	中富良野町	中富良野町産業担い手サポート事業	<p>新卒等就農者 （本町において農業・商工観光業経営を営む者の後継者として従事する者で、年齢満45歳未満の者）</p> <p>新規参入者 （町外よりの参入者で、本町に就農・就業する目的をもって実習中の者並びに実際に農業・商工観光業を営む者で、年齢満45歳未満の者）</p>		<p>実施期間： 平成26～28年度</p>	<p>中富良野町役場 産業建設課 農政畜産係 TEL：(0167)44-2123 FAX：(0167)44-2401</p>
		①研修支援助成事業	<p>(1) 新卒等就業者 (2) 新規参入者</p> <p>※新規参入者で就農の場合は、北海道就農計画認定制度実施要領(平成7年北海道農改第1078号)に基づく就農計画（以下「就農計画」という。）を作成し北海道知事の認定を受けた者。 ※新規参入者で就農の場合は、就業計画・事業計画書の資金計画等について、メインバンクとなる金融機関の承認を受けた者</p>	<p>(1) 単身者 月額 5万円 （就業計画に基づく研修期間内で24か月を限度とする） (2) 既婚者 月額 10万円 （就業計画に基づく研修期間内で24か月を限度とする）</p>		



■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
42	中富良野町	②研修学費支援事業	<p>(1) 新卒等就業者 (2) 新規参入者</p> <p>※新規参入者で就農の場合は、北海道就農計画認定制度実施要領(平成7年北海道農改第1078号)に基づく就農計画(以下「就農計画」という。)を作成し北海道知事の認定を受けた者。 ※新規参入者で就農の場合は、就業計画・事業計画書の資金計画等について、メインバンクとなる金融機関の承認を受けた者</p>	<p>研修等の学費実費とし年額12万円を限度とする (就業計画に基づく研修期間内で最大2年間)</p>	<p>実施期間： 平成26～28年度</p>	<p>中富良野町役場 産業建設課 農政畜産係 TEL：(0167)44-2123 FAX：(0167)44-2401</p>
		③家賃支援事業	<p>町内の賃貸住宅に入居し、研修支援助成事業により研修するもので、次に掲げる要件を全て満たすもの。 (1) 既婚者のもの (2) 賃貸住宅の賃貸借契約を締結していること。 (3) 当該賃貸住宅の家賃の滞納がないこと。 (4) 以前に当該補助事業による助成を受けていないこと。</p>	<p>(1) 金額 対象経費の50%の額又は2万円のいずれか低い額に賃貸月数を乗じた額 (就業計画に基づく研修期間内で24か月を限度とする)</p>		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
42	中富良野町	④住宅整備支援事業	住宅の増改築をするもので、次に掲げる要件を全てみたすもの。 (1) 産業担い手 (2) 建物の所有者等が自己又は2親等以内の親族で、自己の居住の用に供する部屋部分をリフォームしたもの。 (3) 以前に当該補助事業による助成を受けていないこと。	増改築にかかる経費 (1) 金額 対象経費の50%の額又は50万円のいずれか低い額。 (2) 交付は1回限りで、研修期間内より就業後3年までの申請とする。	実施期間： 平成26～28年度	中富良野町役場 産業建設課 農政畜産係 TEL：(0167)44-2123 FAX：(0167)44-2401
		⑤新規就業支援事業	研修支援助成事業による研修が終了後、新規就業に必要な経費に助成するもので、次に掲げる要件を全てみたすもの。 (1) 研修支援助成事業の新規参入者に該当する者で、2年以上の研修が終了したもの (2) 以前に当該補助事業による助成を受けていないこと。	就業にかかる経費（機械・設備・施設等） (1) 金額 対象経費の50%の額又は200万円のいずれか低い額。 (2) 交付は1回限り		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
42	中富良野町	⑥研修受入支援事業	<p>研修支援助成事業による研修者を受入する者の、研修指導にかかる経費に助成するもので、次に掲げる要件を全て満たすもの。</p> <p>(1) 研修支援助成事業の新規参入者を受入し、研修指導するもの</p> <p>(2) 本事業と重複する他の助成を同時に受けないこと。</p> <p>(3) 研修者は、3親等以内の親族は除く。</p>	<p>研修指導・営農指導にかかる経費</p> <p>(1) 金額 月額10万円を限度 (就業計画に基づく研修期間内で24か月を限度とする)</p>	<p>実施期間： 平成26～28年度</p>	<p>中富良野町役場 産業建設課 農政畜産係 TEL：(0167)44-2123 FAX：(0167)44-2401</p>
		⑦受入企業等支援事業	<p>中富良野町に主たる事業所を有する事業者で、町内に住所を有する者の円滑な就業を促進するため、正規雇用者を受入した事業主に助成するもので、次に掲げる要件を全て満たすもの。</p> <p>(1) ハローワークに対象となる求人を提出し、ハローワークの紹介により、就職活動中の新規学卒者等の者を正規雇用者として受入し、5年間正規雇用を継続するもの。</p> <p>(2) 申請日の属する年度の前年度において、納付すべき市町村民税及び労働保険料の未納がないこと。</p> <p>(3) 雇用保険の適用事業主であること。</p> <p>(4) 雇用を開始する日の前日から起算して1年までの間に、事業所において雇用する者を事業主の都合により解雇等したことがないこと。</p>	<p>正規雇用にかかる経費</p> <p>(1) 金額 月額 6万円 (36か月を限度とする)</p>		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
42	中富良野町	⑦受入企業等支援事業	<p>(5) 対象者に支払うべき賃金について、支払期日までに支払いをしていること。</p> <p>(6) 市町村民税の特別徴収義務者の指定を受けている事業者であること。</p> <p>(7) 補助金の支給決定に必要な労働関係帳簿（出勤簿、賃金台帳、労働者名簿）を整備・保管していること。</p> <p>(8) 本事業と重複する他の助成を同時に受けないこと。</p> <p>(9) 対象となる正規雇用者は、3親等以内の親族は除く。</p>	<p>正規雇用にかかる経費</p> <p>(1) 金額 月額 6万円 (36か月を限度とする)</p>	<p>実施期間： 平成26～28年度</p>	<p>中富良野町役場 産業建設課 農政畜産係 TEL：(0167)44-2123 FAX：(0167)44-2401</p>

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
43	南富良野町	南富良野町新規就農者等育成事業	新規就農希望者等 ■北海道知事から就農計画の認定を受けた者 ■実践的農業実習を6月以上2年以内の期間行う ■年齢20歳以上46歳未満など	①営農指導助成（受入れ農家に対する助成） ・新規就農希望者 日額3,000円（8箇月以内） ・新規就農予定者 日額4,000円（就農計画に基づく研修期間内で2年以内） ②家賃助成 ・家賃の2分の1以内（月額2万円上限・最長3年間） ③農地取得補助 ・農地取得価格の25%以内（100万円上限） ④農地賃貸借補助 ・年間賃借料の2分の1以内（50万円上限・最長5年間） ⑤固定資産税補助 ・固定資産税相当額（賦課年から3年間） ⑥就農奨励金 ・就農時から2年間、年額120万円（平成26年4月1日以降に就農した者に交付）		南富良野町産業課 農政係 ☎0167-52-2178
		南富良野町農業後継者育成奨学金	新規就農者、農業後継者 ■高等学校等へ進学する者	将来農業経営者になることを志し、高等学校、専修学校、短期大学または大学へ進学する方に月額5万円を最長4年間支給引き続き富良野緑峰高校農業特別専攻科に進学する場合、月額2万5千円を2年間支給。 上記学校等の奨学金を受けずに専攻科に進学する場合、月額5万円を2年間支給		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
44	占冠村	新規就農者者支援対策事業	就農実習者及び新規就農者（概ね60歳未満の者）	①月額10万円を補助（最大3年間） ②占冠村内で実習期間を終了し、占冠村内で新規就農した者に対して 月額14万円補助（最大2年間） ③村内で新規就農し、農業従事期間が5年に達した者に対して30万円を補助 ④その他、固定資産税の半額補助、借入に対する利子補給等の経済支援対策あり。詳しくはお問い合わせ願います。		占冠村役場産業建設課 農業担当 0167-56-2174 <a href="http://www.vill.s-himukappu.lg.jp/">http://www.vill.s-himukappu.lg.jp/</a>
			実習受入農家	月額3万円を補助（最大3年間）		
45	和寒町	新規就農対策事業	①新規参入農業者：農外から農地の取得等により新たに農業を開始する20歳～45歳の者 ②農業経営の後継者：町内で親等が農業経営を営んでいる者の後継者で、高校・大学等の過程を修了後、農業に従事した者又は産業から新たに就農した18歳以上45歳未満の者。	就農奨励補助 ①新規参入就農者：就農後1年を経過した者に対して収納奨励補助金100万円(上限)を交付(8年以内に離農した場合は返還となる。) ②農業経営の後継者：就農後1年を経過した者に対して収納奨励補助金50万円(上限)を交付(8年以内に離農した場合は返還となる。)		和寒町産業振興課 農業振興係 TEL:0165-32-2423
			③新規参入農業者 ④農業経営の後継者	農用地利用拡大補助 ・就農後10年以内を限度として農地保有合理化事業又は農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権設定期間の内5年間に係る年賃貸料の1/2の額補助 ・農用地の購入に対して田15,000円/10a、畑5,000円/10aの補助 ・農用地に対し固定資産税が賦課された場合、その翌年度から3年間の補助(いずれも8年以内に離農した場合は返還となる。)		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
45	和寒町	新規就農対策事業	⑤新規参入農業研修者 及び雇用就農による 実践的農業研修を行 う新規参入農業研修 者	生活支援 ・研修期間中の家賃 全額補助(家賃補助の上限額20,000円/ 月、国等が行う家賃助成事業の対象となる場合はその差額を 交付する。) ・研修期間中の上下水道料基本料金 全額補助		和寒町産業振興課 農業振興係 TEL:0165-32-2423
			⑥受入農家支援	受入農家支援補助 ・2年を越えない範囲で研修生一人につき30,000円/月 次の要件を全て満たす者とする。 (1)研修時間数は、座学を含み概ね年間1,200時間又は月間 100時間以上とする。 (2)将来にわたって町内で農業に従事する目標が明確な者と する。		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
46	剣淵町	剣淵町農商工業新規就業奨励金	<p>■支給要件（次の要件を満たす方）</p> <p>1. 就農（業）、又は開業時の年齢が満45歳未満で、5年以上就農（業）が見込まれること。</p> <p>2. 専ら農業生産、又は商工業の生産販売に精励する者であること。</p> <p>3. 次のいずれかにより新規就農（業）する者であること。</p> <p>（1）町外から新規参入により町内で就農、又は開業する者</p> <p>（2）町内出身者であつて、新規学卒、又はUターン等により後継者として町内の親元に就農（業）する者</p> <p>（3）町内の農業生産法人等、又は会社法人等の構成員として就農（業）する者</p>	<p>■支給額</p> <p>対象者に配偶者がいる場合：1月あたり 3万円 対象者に配偶者がいない場合：1月あたり 2万円</p> <p>■支給期間及び時期</p> <p>支給期間：就業の月から3年間 支給月：4月及び10月の年2回 支給方法：口座振込（初回のみ、町長から直接お渡しする）</p>		<p>剣淵町農林課農林グループ（剣淵町農業振興センター内）</p> <p>TEL 0165-34-3311 FAX 0165-34-2088 E-mail nourin-g@town.kembuchi.hokkaido.jp</p>
		剣淵町農業担い手育成支援事業（農業研修等派遣事業）	担い手（新規就農者）及び新規就農予定者	<p>■内容</p> <p>農業経営の向上を図るために、基礎的、専門的農業知識・技術等を習得する研修や、町外の先進的農業者との意見交換等に派遣に対しての支援</p> <p>■対象経費</p> <p>剣淵町から道内の研修地までの交通費、宿泊費、研修参加費</p> <p>■補助基準</p> <p>対象経費の10分の7以内 ただし、同一年度1回まで、5万円を限度</p>		



■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
46	剣淵町	剣淵町農業担い手育成支援事業（農業研修受入等支援事業）	受入農業者	<p>■内容</p> <p>町内に新たに就農しようとする方、又は就農開始後2年未満の方の実践的研修のために受入れる農業者等に対する支援</p> <p>■対象経費</p> <p>研修者に対する研修指導に要する経費</p> <p>■補助基準</p> <p>研修生1人当たり1日2,000円、一年度180日を限度</p>		<p>剣淵町農林課農林グループ（剣淵町農業振興センター内）</p> <p>TEL 0165-34-3311</p> <p>FAX 0165-34-2088</p> <p>E-mail nourin-g@town.kembuchi.hokkaido.jp</p>
			受入農業者において研修を修了した方	<p>■内容</p> <p>町内に新たに就農しようとする方、又は就農開始後2年未満の方の実践的研修のために受入れる農業者等に対する支援</p> <p>■対象経費</p> <p>剣淵町から研修生住所地までの帰路の交通費</p> <p>■補助基準</p> <p>道外2万円以内 道内1万円以内</p>		
47	下川町	新規就農予定者支援事業	配偶者または共に農業経営者を行おうとする共に20歳以上55歳未満の者で、新規就農予定者の認定を受けた者。	1. 研修旅費補助 農業技術習得のための研修等参加に対し、旅費、参加費、資料代等を年額10万円以内で補助する。 期間は新規就農予定者認定を受けた月から2年以内。		下川町農務課 TEL:01655-4-2511
				2. 実習費用補助 営農実習に必要な原材料費を年額10万円以内で補助する。 期間は新規就農予定者認定を受けた月から2年以内。		
		新規就農予定者貸付金事業	配偶者または共に農業経営者を行おうとする共に20歳以上55歳未満の者で、新規就農予定者の認定を受けた者。	1. 新規就農予定者貸付金 新規就農予定者に対して、原則2年を限度に月額20万円以内を無利子で貸し付ける。ただし、就農後において農業経営を5年間継続した場合は免除規定あり。		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
47	下川町	新規就農者支援事業	一定期間農業技術等を習得し、農業経営を開始する者で、新規就農者の認定を受けた者。	<p>1. 農地等賃貸料補助 事業機関が行う事業により農地、農業用施設等の賃貸借契約を締結した賃貸料の1/2以内を補助する。 期間は新規就農者認定を受けた年から5年以内。</p> <p>2. 農業制度資金等補助 事業機関が融資する農地、農業用施設等取得のため借り入れた資金の1/5以内（上限額1,000万円）を補助する。 期間は新規就農者認定を受けた年から5年以内。</p> <p>3. 固定資産税補助 農業経営開始当初の農地、農業用施設に固定資産税が賦課された場合の相当額を補助する。 期間は発生した時点から3年以内。</p> <p>4. 生活環境整備補助 生活、住宅環境の整備を行った場合の費用の1/2以内（上限50万円）を補助する。ただし、1世帯1回限りとする。 期間は新規就農者認定を受けた年から5年以内。</p>		下川町農務課 TEL:01655-4-2511

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
48	美深町	美深町新規就農者等に関する条例	新規就農予定者及び新規就農者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営農実習に対し助成（6ヵ月以上2年未満）月額20万円以内</li> <li>・ 農地中間管理事業及び農場リース事業及び農業経営基盤強化推進事業に係る農用地等の賃貸料の1/2の額を補助</li> <li>・ 農用地の習得及び家畜導入に係る農業制度資金の借入金（5千万円限度）の4%の額を5年間補助</li> <li>・ 農用地等の取得に係る農業制度資金の借入金（個人5千万円、法人8千万円を限度）の利子の1%の部分を7年間利子補給</li> <li>・ 経営開始時、農用地等の取得に係る固定資産税の相当額を3年間交付</li> <li>・ 住宅環境整備を行った場合に係る費用の1/2を補助（上限50万円、就農した年から5年以内）</li> </ul>		美深町農務課 農業グループ 01656-2-1641  <a href="http://www.town.bifuka.hokkaido.jp/cms/section/nougyou/qlmcaj0000004iy4.html">http://www.town.bifuka.hokkaido.jp/cms/section/nougyou/qlmcaj0000004iy4.html</a>  メール：b-nousei@town.bifuka.hokkaido.jp
		美深町新規就農者等に関する条例	受入指導農家	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営農指導に対し助成（6ヵ月以上2年未満）</li> </ul>		
49	音威子府村	新規就農者確保対策事業	新規就農者、独立就農者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 経営自立奨励金～営農開始時に規則で定める事業等に係る農用地に係る農用地等の賃貸料の年額2分の1以内を、賃貸借開始年から5年間補助（特別な事由がある場合さらに5年間補助）</li> <li>2. 経営自立奨励金～経営開始時に規則で定める事業等での農用地等の固定資産税相当額を賦課年から3年間補助</li> <li>3. 経営自立安定補助金～経営開始時に借り入れた制度資金の償還利息の全額で50万円以内を償還5年以内で補助</li> <li>4. 生活環境整備補助金～就農5年以内に住宅環境整備を行った場合に係る経費（合併処理浄化槽等の設置費用を除く）を整備費の2分の1以内で50万円を限度に補助（1世帯1回限り）</li> </ol>		音威子府村役場経済課産業振興室農政係 電話 01656-5-3313 ホームページ <a href="http://www.vill.otoineppu.hokkaido.jp">http://www.vill.otoineppu.hokkaido.jp</a>
			新規就農予定者	<ol style="list-style-type: none"> <li>5. 営農実収助成金～実践的農業研修及び実習に要する経費として、月額25万円以内の2分の1を2年間補助</li> <li>6. 営農実習住宅料等助成金～実践的農業実習期間中の住宅使用料及び冬期暖房費（住宅使用料の全額及び4月及び11月～3月まで月額2万円以内の暖房費を補助）</li> </ol>		
			新規就農者の受け入れ農業者又は指導機関	<ol style="list-style-type: none"> <li>7. 営農指導助成金～新規就農者等に対し就農に必要な生産技術力や営農能力等の指導に要する経費を月額5万円以内で2年間補助</li> </ol>		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
50	中川町	中川町新規就農者誘致事業	概ね20歳以上45歳未満の者で配偶者または18歳以上60歳未満の親族を有する者 *その他、中川町新規就農者誘致特別措置条例による	*営農技術習得費助成 2年間月額20万円 *その他、中川町新規就農者誘致特別措置条例による	通年	中川町役場 産業振興課 E-mail nakagawa-sangyo@mint.hokkai.net
51	幌加内町	新規就農者援助	認定新規就農者	○入植・環境保全奨励金として300万円を交付 ○農用地、農業用施設の賃借料の1/2の額を5年間助成 ○農業制度資金（5千万円）の利息の全額を5年間利子補給 ○農用地等の固定資産税の相当額を5年間助成		幌加内町役場産業課 農政係 TEL0165-35-2121
		営農指導費等の助成	研修生受入農家	○技術習得資金として新規就農予定者への賃金及び営農指導のための消耗品等に充てるものとして助成（月額7万円以内（1か月に満たない場合は1日2,300円））		
		営農指導の謝金	研修生受入農家	○指導者への謝金（月額1万円以内（1か月に満たない場合は1日300円））		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
52	留萌市	新規就農者支援事業	新規就農者及び新規就農 予定者（実習者）	1) 営農実習支援 営農実習に必要な経費として年間10万円を上限に助成。 2) 住居支援 家屋の借上げについて、月額27千円を上限に家賃の1/2を助成。 3) 農地等確保に向けた支援 ①土地使用料の1/2を助成（5年間）②賦課された固定資産税相当額を助成します。（財産取得後3年間） 4) 施設設備等借上資金に対する支援 農業関係制度資金の借入利子の1/2を助成。（5年間） 5) 経営自立安定に向けた支援 1世帯当たり1年間に限り、年間150万円を助成。（但し、国・道等から同種の給付金等の交付がある場合は、受給不可）		留萌市地域振興部 農林水産課農政係 TEL 0164-42-1837 HP <a href="http://www.e-rumoi.jp/rumoi-hp/03gyousei/13nosui/sien_aguri/index.html">http://www.e-rumoi.jp/rumoi-hp/03gyousei/13nosui/sien_aguri/index.html</a>
			受入指導農家	実習受入支援 実習生1人につき1日3,000円を助成。（最長2年間）		
53	初山別村	新規就農者支援対策事業	就農研修者及び新規就農者	【就農研修支援金】（年齢要件 20歳以上45歳未満） ○独立就農者（12ヶ月以内） ・研修支援金 単身者：月額3.5万円、親族と同居：月額6万円 ○新規就農希望者（24ヶ月以内） ・研修支援金 単身者：月額10万円、親族と同居：月額15万円 ・傷害共済支援金 自己負担の2分の1以内 ・研修旅費支援金 自己負担の2分の1以内（ただし、1ヶ月1万円以内） 【自立就農補助・補給金】 ・賃貸料補助 就農開始1年以内に契約した農地賃貸料の支払済額の2分の1以内 ・農業制度資金借入金補助 農業制度資金の11月末日の借入金残高の10分の1以内（ただし、上限20万円とする。） ・固定資産税補助 農業相当分の固定資産税納付額の2分の1以内		初山別村経済課農林畜産係 TEL：0164-67-2211 <a href="http://www.vill.sosanbetsu.lg.jp/">http://www.vill.sosanbetsu.lg.jp/</a>
			受入指導農家	○体験実習（30日以上60日以内） ・1日1,500円、ファームステイ1日2,000円 ○就農研修（24ヶ月以内） ・1日5万円		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
54	遠別町	新規就農者誘致特別措置事業	就農研修者及び新規就農者並びに農業後継者（新規参入者については概ね40歳以下、農業後継者については35歳未満）	1. 営農支援金（無利子、償還期間10年以内うち据置期間10年以内。就農後10年間営農を継続している場合は償還免除） ・ 営農研修支援金を単身者：月額10万円以内・配偶者有り：15万円以内親元から通う者については、単身者：月額3万円以内・配偶者有：5万円で2年以内貸付。研修旅費：10万円を限度に補助 ・ 営農準備支援金を新たに営農を開始若しくは就農して2年目に、新規参入者については300万円以内、農業後継者にあつては100万円以内貸付。 2. 経営安定の支援 ・ 営農開始5年以内に取得した農用地及び農業用施設に係る固定資産税相当額を補助（5ヵ年） ・ 借り入れた農用地及び農業用施設の賃貸料を補助（5ヵ年）		遠別町経済課農林係 TEL01632-7-2111
		新規就農者誘致特別措置事業	受入指導農家	3. 研修指導に対し、研修生1名につき日額2千円助成（1ヶ月5万円上限、2年以内）		
55	天塩町	天塩町新規就農者誘致促進事業（経営開始支援補助金）	①25歳～40歳 ②酪農 30ha、経産牛40頭以上 ③肉牛 20ha成牛換算20頭以上の就農計画 ④1年以上就農研修	営農開始時の農業施設・家畜導入費が1,500万円以上の経費に対して500万円（特例700万円）以内の助成		農林水産課 農業振興係
		天塩町新規就農者誘致促進事業（経営安定支援補助金）		・ 農地・農業施設の貸借料助成（5年間50万限度） ・ 農用地・農業施設取得に係る固定資産税（5年間30万限度） ・ 農業関係制度資金借入に対して農協が利子補給をする場合に利子補給（対象限度額5,000万、5年間1/3以内）		
		農業後継者確保支援補助金	農業後継者	牛舎等農業施設の増築、搾乳（肉）牛増頭など規模拡大にかかる経費（300万円以上で100万円以内の助成）		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
56	稚内市	新規就農者支援事業	新規農業経営者 (55歳以下で実践的な農業実習を1年以上経験している者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 農業経営開始時における農用地等の年間賃借料の1/2の額を賃貸借契約の締結時から5年間補助</li> <li>◎ 農業開始時点から1年以内に取得した農用地等に賦課される固定資産税相当額を賦課された年から3年間補助</li> <li>◎ 経営開始奨励金として100万円を支給</li> <li>◎ 営農実習奨励金として実習開始時から1カ月当たり10万円以内の額を、実習開始時から2年以内で補助</li> </ul>		稚内市役所農政課 0162-23-6481
57	猿払村	猿払村新規就農者誘致条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに酪農業を営む者で下記のいずれかに該当する者</li> <li>①おおむね25歳以上45歳未満の者で配偶者または18歳以上60歳未満の同居の親族を有する者</li> <li>②2人以上の共同により酪農経営を行う者で、そのいずれもが25歳以上45歳未満の者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 離農跡地を継承し、就農する場合の営農環境整備に要する経費の補助 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経費の2分の1以内、100万円を限度とし、予算の範囲内において補助</li> <li>・1回限り</li> </ul> </li> <li>2) 猿払村営牧場に育成牛を預託した経費の減免 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経費の2分の1以内、1年100万円を限度とする</li> <li>・減免期間は就農開始の月から継続3カ年</li> </ul> </li> </ul>		猿払村産業課農政係 TEL 01635-2-3134
58	浜頓別町	浜頓別町新規就農支援条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>①心身共に健康で年齢がおおむね20歳以上50歳未満であること。</li> <li>②農業経営に旺盛な意欲と能力を有していること。</li> <li>③農家等において実践的な農業実習を1年以上経験していること。</li> <li>④おおむね5年以内に年間所得500万円以上を確保できる計画のあること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経営自立補助金（5年） 農業経営開始時における農用地等の年間賃借料の1/2の額を補助 ただし、年間の補助金の上限は100万円とする</li> <li>○経営安定補助金（3年） 農業経営開始後、最初に取得した農用地等に課税される固定資産税相当額を補助</li> </ul>		浜頓別町役場産業振興課農業振興係 電話 01634-2-2346  <a href="http://www.town.amatonbetsu.hokkaido.jp/docs/2014102901309/">http://www.town.amatonbetsu.hokkaido.jp/docs/2014102901309/</a>

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
59	中頓別町	新規就農者誘致特別措置条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに農業経営を営む者</li> <li>・概ね23歳以上40歳未満で、配偶者又は18歳以上60歳未満の同居親族を有する者</li> <li>・概ね10ha以上で乳牛又は肉用牛の飼育頭数が20頭以上の酪農等経営計画を有する者</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農地保有合理化事業により農用地等並びに農場リース事業で改修した施設の賃貸借契約を締結している期間(5年以内)に係る賃借料の1/2を助成。</li> <li>2. 農用地等の固定資産税が賦課された年度から3年間、固定資産税相当額を交付。</li> <li>3. 農地保有合理化事業により取得する農用地等並びに農場リース事業により導入する家畜及び農業用施設改修の借入金に対し、1/2以内(限度額12,000千円)を補助。</li> <li>4. 農業経営に必要で借入した制度資金(利子補給対象限度額50,000千円)に対して、その利息に対し借入の年度から7年間、3.5%を超える部分を利子補給</li> </ol>		中頓別町役場産業建設課産業グループ TEL : 01634-6-1111 <a href="http://www.town.nakatombetsu.hokkaido.jp/bunya/nougyou/">http://www.town.nakatombetsu.hokkaido.jp/bunya/nougyou/</a>
		新規就農支援資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに農業経営を営む者</li> <li>・農家等において家畜飼養に概ね2年以上従事した経験を有すること(理事会で承認された者はこの限りではない)</li> <li>・20歳以上40歳以下で配偶者を有すること</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 貸付限度額は50,000千円以内。</li> <li>2. 貸付期間は20年以内(内措置期間5年以内)</li> <li>3. 利率年1.8%(無利子期間有)</li> </ol>		中頓別町農業協同組合 営農部 TEL : 01634-61231
		酪農研修受入事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに農業経営を希望する者</li> <li>・概ね23歳以上40歳未満で、配偶者又は18歳以上60歳未満の同居親族を有する者</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 研修手当の支給(月額150千円～180千円)</li> <li>2. 冬期間暖房手当の支給(月額20千円 11月～3月)</li> <li>3. 研修生用住宅又は公営住宅等を準備(住宅費等は研修生負担)</li> </ol>		中頓別町役場産業建設課産業グループ TEL : 01634-6-1111 <a href="http://www.town.nakatombetsu.hokkaido.jp/bunya/nougyou/">http://www.town.nakatombetsu.hokkaido.jp/bunya/nougyou/</a>



■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
60	幌延町	幌延町新規就農者支援事業	新規就農予定者 ①北海道農業担い手センター等の研修終了若しくは同程度の経験者 ②心身ともに健康で自立して酪農経営を営む能力のある者 ③概ね23歳～40歳以下で、原則同居する配偶者又は成人親族を有する者 ④本町の平均的酪農経営規模を目指す者	①農用地取得に対する補助 ・補助対象及び補助率：農業関係制度資金借入額（限度50,000千円）の5分の1以内 ・補助対象期間：酪農経営開始から5年以内又は農用地賃貸借契約終了時 ・交付限度額：10,000千円（補助対象期間内の総額） ②借入金の利息に関する補助 ・補助対象及び補助率：①に係る借入金利息の2分の1以内 ・補助対象期間：借入年度から5年以内 ③農用地等の賃借料に対する補助 ・補助対象及び補助率：酪農経営開始時の賃貸借契約に係る賃借料（限度4,000千円）の2分の1以内 ・補助対象期間：賃貸借契約締結から5年以内（特例あり） ④農用地等の固定資産税に対する補助 ・補助対象及び補助率：①により取得した農用地等に係る固定資産税相当額の全額 ・補助対象期間：課税された年度から5年以内		幌延町役場経済課 産業グループ 電話：01632-5-1116
61	北見市	新規参入就農支援事業	就農計画の認定を受け、2年間の研修を終え、北見市内で就農する者 20歳以上46歳未満の者	経営を開始したときから毎月5万円を支給。24ヶ月限度。		北見市農林水産部 農政課農政担当 TEL：0157-25-1142
		経営開始農地借り上支援事業	同 上	経営開始に伴い、既存制度又は単独で借りた農地の借上料の2分の1を年間20万円を限度に、5年間補助。		
		経営開始農業施設借り上支援事業	同 上	経営開始に伴い、既存制度又は単独で借りた農業機械・施設等に対し借上料の2分の1を年間20万円を限度に、5年間補助。		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
62	網走市	網走市新規農業参入者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 本市に定住し農業経営によって自立しようとする意欲のある者</li> <li>(2) 北海道知事より就農計画の認定を受けた者</li> <li>(3) 18歳以上45歳未満の者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 経営開始5年以内に借り入れた、農業制度資金の転貸融資に関し借受者が負担する債務保証料を補助</li> <li>(2) 経営開始から5年以内に取得した農地等に係る固定資産相当額（5カ年間）を補助</li> </ul>		網走市経済部農政課農業振興係 TEL0152-44-6111 （内線248） <a href="http://www.city.abashiri.hokkaido.jp/360nogyo/060nogyousyashien/020sannyuu.html">http://www.city.abashiri.hokkaido.jp/360nogyo/060nogyousyashien/020sannyuu.html</a>
		網走市青年就農支援資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市内に住所を有する者</li> <li>(2) 給付金を需給又は受給することが決定している者</li> <li>(3) 貸付けを受けた資金の償還について十分な支払能力を有する者</li> <li>(4) 連帯保証人をたてることができる者</li> <li>(5) 市税を滞納していない者</li> </ul>	新規就農を目指し、就農前の研修段階の青年就農者に対して支給される「北海道青年就農給付金（準備型）」を受給している者に対し、当該年度の給付金の支給時期までに必要とされる資金を貸付		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
63	紋別市	紋別市新規就農者誘致事業	新規就農予定者	○農業経営に必要とされる農業技術及び見識等の農業経営全般における習得に係る経費を研修奨励金として、月額6万円を最大2年間助成。		紋別市農政林務課 TEL:0158-24-2111 (内線285)
			新規就農者	○農業経営開始に係る準備に要する経費及び農業経営開始直後に要する経費経費として、農業経営開始初年度に限り、200万円を助成。 ○農用地・施設用地及び農業用施設の貸付料に対する負担軽減。5年間のリース料の2分の1以内を限度として助成。 ○施設改修・補修・付帯機械の整備に係る賃貸料の負担軽減。5年間のリース料の2分の1以内を限度として助成。 ○中古農業機械の導入に係る貸付料の負担軽減。5年間のリース料の2分の1以内を限度として助成。 ○乳牛の貸付に係る管理料の負担軽減。5年間リース料の2分の1以内を限度として助成。 ○農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定期間のうち、農場リース期間中の貸付料に係る負担軽減。5年間リース料の2分の1以内を限度として助成。 ○経営開始時における生産資材等の負担軽減。5年間の利子助成を行う。		
			農業実習受入れ農家	○新規就農予定者の農業研修受入れ農家に対して営農指導費として、月額5万円を最大2年間助成。		
64	美幌町	美幌町新規就農予定者の農業研修事業	農業研修生 (新規就農予定者)	1. 農業研修補助金：新規就農予定者の農業研修期間内（6ヶ月以上3年以内）で月額15万円を補助。（ただし、青年就農給付金準備型の給付を受けた後） 2. 家賃補助金：農業研修生に対する家賃補助（月額35,000円以内）		美幌町役場 経済部農政グループ 美幌みらい農業センター TEL:0152-75-2324
			受入指導農家	3. 営農指導補助金：農業研修生受入農家に対する指導補助。（月額30,000円）		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
64	美幌町	美幌町新規就農者等支援事業	新規就農者及び独立就農者のうち、法人へ出資し構成員となる個人	1. 就農奨励補助金：新規就農者等が経営開始時に必要となる準備費用に対し200万円を補助。	就農時	美幌町役場 経済部農政グループ TEL:0152-73-1111
				2. 就農奨励補助金：法人へ出資し構成員として必要となる準備費用に対し100万円以内を補助。	就農時から5年以内	
			新規就農者及び独立就農者で、個人経営又は当該個人が経営主となる法人	3. 農用地等賃借料補助金：経営開始時から1年以内に、農業経営基盤強化法による農用地の利用権設定、農用地保有合理化事業又は公社営農場リース事業により賃貸借した農用地等の年間賃借料の2分の1を賃借年から5年以内で補助。（ただし、農用地保有合理化事業のうち元金に充当される分は除く。）		
				4. 経営安定補助金：経営開始時から1年以内に取得した農用地等及び農業経営基盤強化法による農用地の利用権設定、農用地保有合理化事業並びに公社営農場リース事業により賃貸借した後に取得した農用地等の固定資産税相当額を賦課年から5年間補助。		
				5. 農用地等取得補助金：経営開始時から1年以内に取得した農用地等の取得費及び農用地保有合理化事業並びに公社営農場リース事業により賃貸借した後に農用地等の取得を農業関係制度資金の借入金で行う場合の取得費の3分の1を取得時又は借入時に補助。（補助限度額：個人500万円・法人構成員750万）		
				6. 農用地等取得資金償還金利息補給費補助金：経営開始時から1年以内に取得した農用地等の取得費及び農用地保有合理化事業並びに公社営農場リース事業により賃貸借した後に農用地等の取得を農業関係制度資金の借入金で行う場合の負担金利の2分の1以内を償還年から5年間補助。（対象借入限度額：個人3,000万円・法人構成員4,500万円）		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
65	津別町	農業新規参入者支援対策事業	新規参入者	<p>1. 農地保有合理化事業及び農場リース円滑化事業による農用地等の賃借期間のうち3年以内又は農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権設定期間の内3年間について、賃借料の1/4を補助金として交付</p> <p>2. 経営開始のため農用地等の購入に要した自己資金及び借入した農業制度資金の1/5以内（500万円を限度）を経営開始年度に限り補助金として交付</p> <p>3. 直接営農に供する資産に課税される固定資産税の相当額を補助金として3年間交付</p> <p>4. 利率が2.0%を超える農業制度資金（3,000万円を限度）に対し、その超える利率のうち2.0%以内を5年間利子補給</p> <p>（津別町農業新規参入者誘致条例に基づく）</p>		津別町役場 産業振興課農政グループ Tel.0152-76-2151 （内線264）

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
66	置戸町	就農者研修支援資金貸付金	新規就農者研修期間	就農研修資金として、研修期間に応じ最高24カ月分の貸付を行う。貸付金額は1カ月当たり、単身者で5万円、配偶者有の場合は10万円		置戸町役場産業振興課0157-52-3313 置戸町農業委員会0157-52-3361 WWW.town.oketo.hokkaido.jp/
		新規就農経営自立安定補助金	新規就農者が制度資金等を借入	農業経営の開始に必要な農用地等の取得並びに家畜を導入するため、営農開始の属する年度から2年以内に借入をした農業関係資金及び町長が認める資金に対し、制度資金額の5分の1を限度として補助金を交付する。個人経営で500万円、共同経営で1千万円を限度とする。		
		固定資産税相当額奨励金	新規就農者固定資産	経営開始後最初の施設等に対する固定資産税が賦課された年度から3年間に係る固定資産税の額を限度として、奨励金を交付する。		
		新規就農支援リース事業補助金	真意就農者農地保有合理化促進事業及び農場リース円滑化事業	左記事業により農用地及び農業用施設等の賃借契約を締結している期間の内5年間に係る賃借料の3分の1を補助する。		
		利子補給	新規就農者が制度資金等を借入	経営開始の属する年度から5年以内に借入した制度資金等に対し、個人経営で5千万円、共同経営で8千万円を限度として、借入の年度から10年間、その利息に対し2分の1の範囲内で利子補給金を交付する。		
67	佐呂間町	経営自立安定補助金	新規就農認定者で就農後5年以内	農業関係制度資金等の借入額の1/5以内1,000万円を限度に補助金を交付		佐呂間町役場農務課農政係
		新規就農予定者就農研修支援資金貸付金制度	長期就農研修者	佐呂間町内で長期就農研修を行っている就農予定者に対し、2年間で1ヶ月10万円を貸付ける。佐呂間町内で就農した場合5年間の償還を猶予し、5年を経過した後営農継続の場合は償還免除。		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
68	遠軽町	新規就農者誘致促進	本町において新たに自立して農業経営を行う者(後継者除く)で、就農時の年齢が20歳以上46歳未満で、配偶者又は18歳以上60歳未満の同居の親族を有する者。	1. 就農時の奨励金として180万円を交付 2. 農地保有合理化事業又は農業経営基盤強化促進法による利用権設定により経営開始から5年以内に借受けした農用地等の賃借料について、年間賃借料の1/2以内で単年度20万円を限度に、経営開始から10年間助成		遠軽町役場 農政林務課 農政担当 TEL：0158-42-4816
		農業担い手育成総合支援事業	本町において農業を営もうとする40歳未満の者で、町内で1年以上農業研修を受ける者。	農業研修生助成金として、2年間を限度に、月額1万円を支給		
			上記の農業研修生の受入農家。	受入農家助成金として、2年間を限度に、月額1万円を支給		
69	湧別町	就農補助金	新規就農者（以下要件） 年齢が20歳以上46歳未満までの世帯主で配偶者を有するもの又は経営開始時において配偶者を見込めるもの。 経営開始時において、次のいずれかの経営規模を確保できる営農計画を有する者 ア 酪農経営 乳用牛の飼養頭数が25頭(成牛換算)以上で、農用地面積がおおむね20ヘクタール以上 イ 畑作経営 農用地面積がおおむね10ヘクタール以上 ウ 酪畑経営 乳用牛の飼養頭数が20頭(成牛換算)以上で、農用地面積がおおむね15ヘクタール以上	経営開始2年経過後 50万円 経営開始4年経過後 100万円		湧別町農政課農政係 <a href="http://www.town.yubetsu.lg.jp/">http://www.town.yubetsu.lg.jp/</a>
		賃貸料補助金及び利子補給補助金	下記ア、イに対し合計限度額、1年間37万5,000円を4年間補助する。 ア 賃貸料補助金は、経営開始1年以内に農地保有合理化促進事業、公社営農場リース事業等により賃貸を受けた農用地、農業用施設、機械及び乳用牛等(以下「農用地等」という。)に対し、その賃貸借契約締結の翌年度から賃貸料の4分の1以内 イ 利子補給補助金は、経営開始1年以内に農用地等の取得により借入れした農業金融制度資金及び農協資金に対し、借入の翌年度から5,000万円を補助対象借入限度額として借入者の負担金利の2分の1以内			

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
70	滝上町	新規就農者に対する入植奨励金	新規就農者	●農業形態にかかわらず200万円と転入に要する交通費相当額を支給する。	<p>●酪農：経営規模30ha以上で飼育頭数30頭以上（成牛換算）</p> <p>●肉用・畑作経営：農用地10ha以上の計画を有する者。</p> <p>●対象者：新規就農者の年齢が概ね23歳以上40未満で、配偶者又は18歳以上60未満の同居の親族を有する者。</p>	<p>滝上町農政課農政係・TEL0158-29-2111・メール nousei@twon.takinoue.hokkaido.jp</p>
		新規就農者に対する農地賃借料補助	●担い手支援農地保有化促進事業により農地を賃借した場合、賃借料の本人負担分を5年間補助する。			
		新規就農者の固定資産税に対する補助金	●農業経営に必要な土地、建物及び償却資産に賦課される固定資産税相当分の全額を入植後賦課される年度から5年間補助する。			
		新規就農者に対する施設費補助金	●農業経営に必要な農用地、農業機械等の取得及び家畜導入に要する経費について、制度資金借入対象費の1/10を5年間（限度額500万円）補助する。			



■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
71	興部町	新規就農対策事業	<p>新規就農希望者 心身ともに健康で近代的な農業経営維持管理する能力と経験を有する者で、原則として経営責任者の年齢が概ね23歳から40歳未満の者で配偶者又は18歳から60歳未満の同居の親族を有し、新たに農業経営を行う者、及び概ね20歳から30歳未満の者が3名以上組織により農業経営を行う場合で施設規模及び装備並びに乳牛飼育頭数が、30頭(成牛換算)以上の酪農経営計画を有し、農用地面積が概ね30ha以上確保できる者。</p>	<p>(1)認定を受けた新規就農者に対し200万円を限度として奨励金を交付する。 (2)担い手確保農地保有合理化促進特別事業及び農場リース円滑化事業により農用地及び農業用施設等(以下「農用地」という)の賃借契約を締結している期間(5年以内、特別な事由がある場合は更に5年以内の延長期間)又は、農用地利用増進法に基づく農用地利用権設定期間の内、5年間に係る賃借料の2分の1、及び農場譲渡後最初の施設等に対し、固定資産税が賦課された年度から5年間、固定資産税の額を限度として奨励金を交付する。 (3)農業経営に必要な農用地及び農業施設等の取得、並びに家畜等を導入するため、借入をした農業関係制度資金(以下「制度資金」という)に対して、その制度資金額の5分の1を限度とし、経営自立安定補助金を交付する。なお、経営自立安定補助金の交付額は1,000万円を限度とする。ただし、前号に掲げる担い手確保農地保有合理化促進特別事業、又は農用地利用増進法により借入した農用地等の購入資金、及び経営開始の属する年度から3年以内に借入した家畜導入施設資金に限る。 (4)前号に規定する農業経営に必要で借入した制度資金に対して、次に掲げる金額を限度として、その利息に対し、借入の年度から5年間2分の1の範囲で利子補給する。 イ.個人経営 5,000万円    ロ.組織経営 8,000万円</p>	年間1組程度	<p>興部町役場産業振興課内 興部町農業担い手育成センター TEL:0158-82-2131 (内線342番) FAX:0158-82-2990</p> <p>ホームページアドレス <a href="http://www.okp-ninaite.jp/">http://www.okp-ninaite.jp/</a> メールアドレス okp-ninaite@town.okope.lg.jp</p>
			受入指導農家	研修指導費：受入指導農家に対して最大3年間研修指導費を支給		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
72	西興部村	西興部村新規就農者 確保対策事業	受入指導農家： 村内において農業を営み 農業全般にわたる指導技 術を有している農業者又 は農業生産法人でJ Aが 指導農家等と認めた者。	6ヶ月を超えて就農研修者を受入れる村内の農業者又は農業 生産法人に対し、研修期間のうち3年以内について、就農研 修者1組あたり月額6万円を上限として補助する。ただし、 北海道農業担い手育成センター等の支援を受け、就農研修者 の指導にあたる場合は、受け入れ農家が就農研修者に支払う 生活基本給からこれら支援を受ける金額を差し引いた残額の 3分の1を補助するものとし、千円未満は切捨てとする。		西興部村役場 農業振興係 0158-87-2111
		西興部村新規就農者 支援事業	対象者：23歳以上40歳未 満の者で、配偶者又は18 歳以上60歳未満の同居の 親族を有し、新たに農業 経営を営む者で、次の各 号の一に該当する者。 (1) 施設規模及び装備 並びに乳牛飼育頭数が、 30頭（成牛換算）以上の 酪農経営計画を有し、農 用地面積が概ね30ha以 上確保できる者 (2) 前号に満たない者 であって、特に村長が認 めた者	(1) 認定を受けた新規就農者に対し200万円を、奨励金と して交付する。 (2) 農地保有合理化促進事業及び農場リース円滑化事業に より農用地及び農業用施設等（以下「農用地等」という。） の賃借契約を締結している期間（5年以内。特別な事由があ る場合は更に5年以内の延長期間）又は、農業経営基盤強化 促進法に基づく農用地利用権設定期間の内、5年間に係る賃 借料の4分の1の額を補助金として交付する。 (3) 農場リース円滑化事業等により農場譲渡後最初の施設 等に対し、固定資産税が賦課された年度から5年間、固定資 産税の額を補助金として交付する。 (4) 農業経営に必要な農用地及び農業施設等の取得、並び に家畜等を導入するため借入をした農業関係制度資金（以下 「制度資金」という。）に対して、その制度資金額の5分の 1を補助金として交付する。なお、補助金の交付額は1,000 万円を限度とする。ただし、同条第2号に掲げる農地保有合 理化促進事業、農場リース円滑化事業又は農業経営基盤強化 促進法により借入した農用地等の購入資金、就農支援資金に 限る。 (5) 村は、土地並びに施設等の斡旋につとめるほか、村長 が特に必要と認めた場合は村有地を貸付することができる。		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
73	苫小牧市	新規就農者等支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青年就農給付金受給者（H26.4.1以降受給開始者）</li> <li>・親元の経営継承した者又は親元の農業生産法人の共同経営者となった者</li> <li>・その他市長が認めた者</li> <li>・苫小牧市地域農業再生協議会</li> <li>・その他市長が認めた団体等</li> </ul>	<p>苫小牧市で新規就農、親元の経営継承した者等に対し、経営の負担軽減や、就農に対する関心を高めて担い手不足を解消するため、関係団体の指導のもと補助金を交付する。</p> <p>補助する対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業施設、機械及び器具等</li> <li>・牛、馬、豚及びめん羊等</li> <li>・その他市長が必要と認めたもの</li> </ul> <p>※上記の対象であっても、国や道などの公的補助を受けているものは除く。</p> <p>補助交付額 1戸当たり最大50万円とし、予算の範囲内で交付する。</p>	平成26年4月1日～平成27年3月31日	苫小牧市産業経済部 農業水産課 TEL：0144-32-6452
74	豊浦町	新規就農支援事業	新規就農者（農業後継者・新規参入者・Uターン等）20歳以上65歳未満	就農前資金貸付		農政振興課・農政係  URL <a href="http://www.town.toyoura.hokkaido.jp/">http://www.town.toyoura.hokkaido.jp/</a>
			受入指導農家	受入指導農業者に対し、研修指導費として月額5万円を助成する		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
75	壮瞥町	壮瞥町就農支援措置に関する条例	<p>○新規就農者： 農業以外の産業に従事（学生を含む）し、町内に就農を希望する者（年齢18歳以上56歳未満で、配偶者または18歳以上60歳未満の同居の親族を有している者）</p> <p>○就農後継者： 農業以外の産業に従事（学生含む）し、親が町内で農業を営み、その経営を継承することが確実と見込まれる者で、年齢が18歳以上46歳未満の者）</p>	<p>○就農研修者資金 農業者資格を得るため一定期間農業研修を受ける新規就農者および就農後継者を対象に、就農経費に対する資金貸付として、就農研修開始時から1年以内につき、新規就農者は月額8万円、就農後継者は月額6万5千円以内の資金貸付（就農開始から5年以上営農を継続した場合は、就農研修資金の返済が免除）</p> <p>○就農助成金 A. 農用地取得に対する助成 就農研修を修了した新規就農者に対し、就農開始時から1年に限り年50万円を限度額として助成 B. 農用地賃借料に対する助成。 就農研修を修了した新規就農者に対し、就農開始時から5年間につき、1/2以内で年10万円を限度に助成。 C. 農業用施設および機械等の取得に対する助成 就農研修を修了した新規就農者及び就農後継者に対し、就農開始時から1年に限り年200万円を限度額として助成。 ※就農開始から5年以上営農を継続しなかった場合は、就農支援助成金を返還 ※就農助成金のうちA・Bは選択制。</p>		<p>壮瞥町役場経済環境課 tel:0142-66-2121 http://www.town.sobetsu.hokkaido.jp</p>
			<p>就農研修者（就農後継者）を受け入れ、指導する農家</p>	<p>○受入農家指導謝金 就農研修の受入指導農家に対し、就農研修開始時から1年以内につき、月額1万円以内</p>		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
76	安平町	新規就農者招致育成事業	新規就農者	1. 新規就農者奨励金及び利子補給金〔5年間〕 <input type="checkbox"/> 経営開始から1年以内に賃借した農用地等の年間賃借料の1/2以内の助成 <input type="checkbox"/> 経営開始から3年以内に取得した農用地等の固定資産税相当額の助成 <input type="checkbox"/> 経営開始から3年以内に農用地等の取得のため借り入れた農業関係制度資金の借入金利子に対する1.0%以内の利子補給〔対象借入金の限度額 500万円〕 <input type="checkbox"/> 経営開始に必要な農業機械・施設の導入、農地取得等に対し、導入経費の1/2以内の助成（上限300万円） （ただし、アサヒモン、アスパラガスで就農する新規就農者に限る。）		安平町役場 農林課農政・畜産グループ TEL0145-22-2515
			就農研修生	2. 就農研修生奨励金 <input type="checkbox"/> 住宅料の1/2以内（上限15,000円） <input type="checkbox"/> 特別研修受講費の10/10		
			受入農業者 農業指導団体	2. 営農指導費助成金 <input type="checkbox"/> 体験実習生に対して行う生産技術等の指導に対し、日額1,000円を助成〔60日以内〕 <input type="checkbox"/> 就農研修生に対して行う生産技術や経営管理等の指導に対し、月額30,000円を助成〔2年以内〕		
		新規就農定住促進事業	1. 新規就農定住促進助成金 <input type="checkbox"/> 町内において、新たに農業経営を開始するものに対し、20万円を助成。〔概ね23歳以上～40歳未満の者で5年以上農業に従事することが確約した者に限る。〕			

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
77	厚真町	農業後継者育成対策事業 特別就農給付金事業	新規就農者	<p>1. 厚真町担い手育成夢資金（最大15年償還うち最大5年据置）を就農5年以内・1人1回限り、新規参入者：最大240万円・農家後継者（新規学卒・Uターン）：最大60万円貸付（償還期間中、一定の基準を満たした場合は最大120万円償還免除）。また、円滑な資金融通に向け、町が貸付保証を実施。</p> <p>2. 新規就農者向け無利子資金として、青色申告（複式簿記記帳）の実施、又は経営の法人化を要件に新規参入者及び農家後継者に対し、JAからの借入資金（最大1,500万円）に対し一定期間の間、利子助成を実施。</p> <p>3. 新規就農者支援対策事業として、就農5年以内の新規参入者及び農家後継者の農用地の取得・借受経費、農業施設や機械の購入・借受経費等の1/2・上限100万円まで補助。</p> <p>4. 青年就農給付金（経営開始型）の受給対象外となる45歳以上50歳未満の者に対し、就農してから2年間に限り特別就農給付金（150万円/年）を支給。</p>	<p>募集期間：各年度内 募集人数：予算の範囲内。ただし、新規就農者への支援については、満20～45歳であること（特別就農給付金を除く）。</p>	<p>厚真町産業経済課 農政グループ TEL：0145-27-2419 <a href="http://www.town.atsuma.lg.jp/">http://www.town.atsuma.lg.jp/</a></p>
		地域おこし協力隊・農業支援員 特別就農給付金事業	新規就農希望者	<p>5. 地域おこし協力隊・農業支援員として町から委嘱を受けた者に対し、報償18万円～20万円/月（扶養家族分に係る家族協力金の加算あり。）及び活動経費助成金（実費弁済最大150万円/年）を支給。</p> <p>6. 青年就農給付金（準備型）の受給対象外となる45歳以上50歳未満の者に対し、就農研修中の1年間に限り特別就農給付金（150万円/年）を支給。</p>		
		新規就農者農業研修受入支援事業	受入指導農家	7. 新規就農研修生受入経費助成金として指導する受入農家に対し助成（研修生1人当たり3万円/月）。		
		農業経営法人化支援事業	新規雇用農業法人	8. 農業経営法人化支援事業として、新規雇用者を対象に加入する社会保険料の事業主負担分に対し助成（1人当たり上限24か月分）。		
78	むかわ町	新規就農定着促進対策事業	就農認定農業者（50歳以下）（U・Iターン者は除く）	経営初年度に必要な初期投資費用として、300万円を上限に支援		むかわ町産業振興課農政グループ 0145-42-2330

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
79	日高町	日高町新規就農促進対策事業	就農研修者及び新規就農者で認定就農者  (自家就農の後継者を除く)	(新規就農者) 1. 農業施設、機械、農地取得等の1/2以内 3年間補助(年100万円限度) (就農研修者) 1. 住宅補助 研修中の借家料の1/2以内補助(月2万円限度)概ね2年以内 2. 研修補助 農大の研修受講費用を全額補助(年13万円)概ね2年以内		日高町産業経済課
			受入指導農家	指導受入農家補助研修先農家の都合で新規就農者が他の指導農業士等の代理指導を受ける場合の謝金(日額3.5千円、指導者農場での研修は1/2)概ね2年以内		
		新規就農支援事業	認定就農者 (自家就農の後継者を除く) (軽種馬生産・育成を除く)	1. 生産設備取得の借入資金に4/10以内10年間利子補給(融資額2億円、補給利率1%限度) 2. 農場リース料の1/4以内5年間助成(対象額2億円限度)		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
80	平取町	平取町新規参入者就農促進対策事業	平取町新規参入希望農業研修生： 町内で2年間程度の農業研修を行い、新たに農業経営を開始しようとする、町から青年等就農計画の認定を受けた者（認定新規就農者）。 原則として研修開始時に20歳以上45歳以下であること。	(1) 施設整備・農業機械等の整備に要する経費に対する補助 補助率1/2以内（上限500万円）とし、JAびらとりが整備する新規就農者用リース農場に対して助成する。  (2) 研修等に要する経費に対する補助 実践的農業研修期間内における特別研修（農業機械研修、経営研修等）の受講に要する経費を助成する。	申込期間：10月1日～10月31日  募集人数：夫婦2組	平取町農業支援センター TEL 01457-2-2383 <a href="http://www.d2.dion.ne.jp/~bamc/">http://www.d2.dion.ne.jp/~bamc/</a>
		平取町農業者就農促進対策事業	農業後継者： 町内で就農する18歳以上50歳以下で、農業経営を引継ぐ認定農業者、認定新規就農者及び認定を受けることが見込まれる者（法人を含む）。	直接生産に必要な施設等の新たな投資に要する経費に対する補助 補助率1/2以内（上限400万円）とし、以下に掲げるもののうち1つについて補助する。 (1) 栽培ハウス施設及び付帯設備 (2) 畜舎の新築及び増改築 (3) 農地の取得および借受 (4) 農地の基盤整備 (5) 家畜等の購入		平取町産業課農政係 TEL01457-2-2223 <a href="http://www.town.biratori.hokkaido.jp/">http://www.town.biratori.hokkaido.jp/</a>
81	新冠町	農業支援員制度	新規就農希望研修者（地域おこし協力隊として活動できる者）	3年間の研修制度による就農サポートの実施	毎年2名程度募集	産業課農産係 TEL 0146-47-2183 <a href="http://niikappu.jp">http://niikappu.jp</a>
		担い手育成支援対策事業	新規就農者（18歳以上50歳未満の新規就農者である個人）	営農に必要とする（農地取得、農業用施設、機械器具の取得及び補改修、住宅取得等）等の費用について補助率2分の1以内 500万円上限		



■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
82	新ひだか町	農業後継者育成推進事業 農業チャレンジャー支援対策事業 がんばる!農業サポート事業	新規就農を希望する研修生（概ね満20歳から50歳以下）	1. 研修費：月額15万円/人（夫婦世帯30万円）※青年就農給付金との調整措置有り 2. 家賃助成：月額3万円/実費（実費が下回った場合はその額） 3. 自動車購入助成：25万円/実費（車両確保困難な場合1回のみで実費が下回った場合はその額） 4. 帰省助成：3万円/実費（1回のみで実費が下回った場合はその額） 5. 扶養費：6,500円/月（15歳未満：1人あたり） 6. 移転費：10万円/限度額（業者に依頼した場合にのみ年1回対象とし、実費の1/2以内の額） 7. 経営開始後農地賃借料の1/2以内を5年間補助 8. 経営開始後営農施設、農業機械及び農地取得のための制度資金借入れがある場合、自己負担利率の1%又は利息額の1/2のいずれか低い額を借入れ当初から5年間利子補給（ただし、利子補給の上限は年間50万円） 9. 経営開始後営農施設、農業機械及び農地に係る固定資産税の額を限度として2年間助成	募集期間：通年 募集人数：年間概ね3組6名	新ひだか町役場三石庁舎農政課 TEL0146-33-2111  <a href="http://shinhidaka-noushinkyō.hokkai.jp/">http://shinhidaka-noushinkyō.hokkai.jp/</a>
83	浦河町	新規就農支援事業	新規就農者（18歳～65歳未満）	研修期間中、月額8万円、夫婦の場合12万円を最大2年間交付（45歳未満までに就農をする） 就農研修の終了後、支度金として100万円の補助 農業経営に必要な経費の1/2以内を2年間補助（年100万円限度）	期間：6月、12月末まで年2度の募集 人数：年間2組程度	浦河町農林課 TEL0146-26-9016
		施設園芸ハウス設置費助成事業		施設園芸用ハウスの設置等に係る資材費の1/2以内を補助		
		アスパラガス作付奨励事業		アスパラガスの苗購入費の2/3以内を補助		
		農業改善促進資金		施設整備等に係る経費を融資（利率1%・個人300万円、団体1,000万円限度）		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
84	様似町	新規参入者就農促進対策事業	新規就農者 (就農後3年以内に事業実施)	①借家料の1/2以内助成 …月額4万円限度 ②研修地(町外)までの交通費 …月額2万円、24箇月以内 ③特別研修の受講費及び研修期間中の傷害保険料 …10/10以内 ④研修資金(45歳以上65歳未満) …月額8万円、24箇月以内 ⑤農業用施設及び付帯施設、作業機械の購入、農地の取得等に要する経費の1/2以内 …300万円限度		様似町農業担い手育成協議会 (様似町役場産業課農務係内) TEL. 0146-36-2113 FAX. 0146-36-2662
85	音更町	音更町農業振興資金	農業後継者・新規就農者	○農業技術を研修するのに必要な資金の貸付 個人50万円以内 共同200万円以内 償還期間 5年以内 ※無利子		音更町経済部農政課農政係 TEL:0155-42-2111 <a href="http://www.town.ofuke.hokkaido.jp/">http://www.town.ofuke.hokkaido.jp/</a>
86	士幌町	担い手確保育英事業	町内に新規に就農すると見込まれる者(町内に10年以上在住歴があること)及び農業経営をしてから5年以内の者	農業大学校養成課程への入学料・入学検定料・授業料・教材費・寮費(食費を含む)・資格取得費等で、農業大学校に直接納付するもの。新規就農者50万円、農業経営継承者は25万円まで。研修部門を受講する者は1万円まで。		士幌町役場産業振興課 電話01564-5-5220
		新規就農者農地確保円滑化支援事業	町内で新規就農し、農業経営を始めてから5年以内の者	農地の賃借料の1/2(限度額50万円/年)を助成する。ただし、3親等内の親族からの賃借は対象外。		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
87	上士幌町	上士幌町担い手育成助成事業	1. 新規就農者及び農家子弟にあつては独立した経営体を営もうとする者、又は現にしている者 2. 北海道知事より就農計画の認定を受けており、町内において営農することが確実な者、若しくは現に営農している者 3. 申請時において町内に居住している者 4. 上士幌町農業再生協議会において承認された者	農家子弟の独立等、農家内からの新規就農希望者、農家外・町外からの新規就農希望者の農業の担い手に対し、36カ月以内に限り月額8万円の助成をします。		上士幌町農林課農産担当 TEL:01564-2-4292 Email : nourinka@town.kamishihoro.hokkaido.jp http://www.kamishihoro.jp/
88	新得町	新規就農一時金	○新規就農者 ・町内実習2年以上 かつ ・概ね45歳未満で配偶者を有する者 (1)新たに町内において個人で農業を営もうとする者 (2)新たに町内において2名以上で農業を共同で営もうとする者	・内容 新規就農者の認定を受けた者に対して、就農一時金を助成。(酪農除く) ・助成内容 年100万円×3年 (しいたけ：年50万円×2年間)		新得町産業課農政係 (0156-64-0525) http://www.shintoku-town.jp/shigoto/nougyou/sinkisyuunou_sien/
		農地保有合理化促進事業特別事業・農場リース事業の賃借料補助	○経営規模 ・畑作：経営面積10ha以上 (野菜経営は2ha以上)	・内容 農場リース事業等により、施設等の貸付を受けた者に対して、賃貸借料の一部を助成。 ・助成内容 賃貸借料の1/3(年70万円上限、最長5年)		
		新規就農資金	・酪農：搾乳牛30頭以上 ・肉牛：繁殖牛30頭以上 または育成牛200頭以上 ・しいたけ：ホダ木3,000本以上	・内容 新規就農者の認定を受けた者に対して。就農資金の貸付をします。 ・助成内容 10年、措置据置3年、無利子 畑：500万 野菜：300万 酪農：1,000万 肉牛：1,000万 しいたけ：300万 法人：3,000万		
		搾乳牛導入支援		搾乳牛(初妊牛)を無償譲渡：10頭 但し、3年以内に同頭数の雌のヌレ仔を返済		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
89	清水町	清水町新規就農者受入特別措置条例	経営責任者の年齢が、18以上～55才未満で配偶者を有する者	1農地保有合理化、経営基盤強化促進に基づく農用地の賃貸料を5年間、1/3を助成。 2営農開始に当たり奨励金として100万円を交付。JAからも同様の措置がある。		清水町産業振興課 tel: 0156-62-2112 url:http://ninait.e432.jp/ e-mail:kousya@town.shimizu.hokkaido.jp
90	中札内村	新規就農者誘致に関する特別措置条例	○20歳以上46歳未満の者で配偶者、又は18歳以上60歳未満の同居親族を有する者。 ○その他面積要件、頭数要件等あり。	1農業経営開始の年度から3年間、年100万円の奨励金を交付する。 2一定の法律に基づき、農用地等の賃借契約を締結している機関等に対し、賃借料を5年間2分の1、奨励金を交付する。 3農用地等の取得のための制度資金を利用した場合、個人経営に対し、5千万円から2億円までを限度額として、借入の年度から5年間、3.5%を超える分、又は1%のいずれか高い額について利子補給する		中札内村役場産業課産業グループ Tel.0155-67-2495
91	更別村	更別村新規就農者受入特別措置条例	経営責任者の年齢が概ね20歳以上40歳以下で配偶者を有し心身共に健康で、自立経営を営む能力と経験を有する者で次の各号の一に該当する者という。 (1) 酪農経営においては、施設規模、施設、乳牛飼育頭数及び農用地の保有面積が本村の平均規模以上を確保できる者 (2) 畑作経営においては、施設及び農用地の保有面積が本村の平均規模以上を確保できる者 (3) 前各号に満たない者であっても特に村長が認めた者	新規就農者の認定を受けた者が農業経営を開始したときは、次の各号に掲げる奨励金及び利子助成金(以下「奨励金等」という。)を交付し、援助を行う。ただし、奨励金等の限度額を10,000千円とする。 (1) 個人経営を始めようとする者で、次の事業において農用地、農業用施設等の賃貸借契約を締結した場合は、その期間中、初年度から5年以内に要する賃借料の2分の1を奨励金として交付する。 ア 農地保有合理化促進事業 イ 公社営農場リース事業 ウ 農用地利用集積事業 (2) 個人経営を開始した年度から5年度目において、第2条の規定を満たし或は満たすと認められるときは、奨励金として500万円を交付する。 (3) 個人経営を始めようとする者で、農業経営に必要な農用地、農業用施設及び家畜等を取得及び導入するために借り入れた農業関係制度資金(以下「制度資金」という。)について、1億円を限度に金利の2分の1に相当する額を利子助成金として交付する。 ただし、制度資金の資金毎に金利2分の1が1.0パーセントを超える場合は1.0パーセントを限度とし、助成期間は借り入れ初年度から5年以内とする。		更別村産業課農政係 (TEL: 0155-52-2115) mail:sangyou@sarabetsu.jp

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
92	幕別町	幕別町新規就農者支援事業	心身ともに健康で近代的な農業経営を維持管理する能力を有し、年齢が45歳未満で個人経営を行う者若しくは年齢が45歳未満の者が半数以上参加して共同経営を行う者で、農用地及び農業用施設等（以下「農用地等」という。）を保有せず、本町の区域内において農用地等を取得し、又は借り受け、新たに就農する者。（ただし、他市町村において既に農業経営を行っている者が、本町に転入して農業経営を開始する場合は除く）。	<p>(1) 法に基づく農業経営基盤強化促進事業又は公共団体若しくは公共的団体が行う事業又は第3条に規定する申請書に記載された農業経営計画に基づく農用地等の賃貸契約を締結した場合は、当該契約による最初の賃貸料の支払日の属する年度から5年間に係る賃貸料の2分の1に相当する奨励金</p> <p>(2) 農業経営に必要な農用地等を取得した場合は、最初の取得に限り、当該固定資産税が課されることとなった年度から5年間に係る固定資産税に相当する奨励金</p> <p>(3) 農業経営に必要な農用地等の取得又は家畜等を導入するために、農業金融制度総合推進会議が認定した農業関係制度資金を借り入れする場合は、借入年度から5年間に係るその約定償還利息のうち借入利率1.0%に相当する利子補給金。この場合、利子補給金を受ける者が負担する利子補給後の利率は、0.5%を下回らないものとする。ただし、法に基づく農業経営基盤強化資金については、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の4の(3)に基づく実質金利から、道の利子補給率に0.5%を加えた率を控除した率の2分の1の率に相当する利子補給金</p>		公益財団法人 幕別町農業振興公社 http://north.hokkai.net/nogyosinkokosya/
93	池田町	池田町新規就農者支援育成事務事業	就農に必要な生産技術や経営管理方法等の実践的な営農実習を終了し、かつ、町長より青年等就農計画の認定を受け農業経営を行うこととなった年齢が23歳以上45歳未満の個人、又は当該営農実習を終了したものを代表者とする法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営開始から3年以内に賃借した農用地の賃借料に対する補助（年間賃借料の2分の1、10年間）</li> <li>・経営開始から3年以内に農用地、農業用施設、機械、家畜等の取得の為に借入れした農業関係制度資金の借入金償還利子に対する補助（融資利率の1パーセント相当額以内（一の会計年度における補助金の額は、個人50万円、法人80万円を限度とする。）、10年間）</li> <li>・経営開始から3年以内に取得した農用地、農業用施設、機械等に賦課される固定資産税相当額に対する補助（固定資産税相当額の2分の1、10年間）</li> <li>・経営の安定化を図るための資金に対する補助（1年目は100万円、2年目以降は50万円、5年間）</li> </ul>		池田町役場産業振興課農政係 電話：015-572-3118
94	豊頃町	豊頃町新規就農者誘致特別措置事業	新規就農者（町内農業後継者含まない）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農用地及び農業用施設の賃貸契約に基づく賃貸料の1/2相当額を助成する。ただし助成期間は5年間以内とする。</li> <li>・農業経営に必要な農用地及び農業用施設、家畜等を導入するため借入をした農業制度資金について、借入額150,000千円を限度としてその利子に対し、0.8%の利子補給をする。ただし、補給期間は12年間以内とする。</li> </ul>		豊頃町産業課農政係 015-574-2217

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
95	本別町	新規就農者誘致特別措置事業	新規参入者(概ね23～40歳)	年間100万円を限度額とした奨励金（種子等の営農資材購入費用や農用地、機械、家畜等の取得に借り入れた農業関係制度資金の借入金償還利息、農用地、農業用施設等の賃貸料）を農業開始から5年間交付		本別町農林課 nousei@town.honbe tsu.hokkaido.jp
		同上	同上	取得固定資産の固定資産税相当額を5年間交付		
	本別町 (JA本別町)	新規参画支援	同上	年間50万円の奨励金を農業開始から5年間交付		
96	足寄町	農業後継者就農育成資金貸付金	農業後継者	認定後継者の認定を受けた日から5年以内に実施する営農技術及び経営能力等の向上を目的とした研修費・調査研究費・実験資材費及び新規事業等に要する経費として1人当たり200万円以内(5年以内) (借入後5年間農業に従事している場合100万円を上限償還免除措置あり)		役場経済課農業振興室 0156-25-2141
		営農実習奨励金	足寄町新規就農者等誘致促進条例に基づき認定した新規就農志向者	就農に必要な生産技術や経営方法等の技術習得のための奨励金として月額15万円支給(2年以内) ※国の青年就農交付金(準備型)の給付対象者については2.5万円/月(差額)の交付		役場経済課農業振興室 0156-25-2142
		農業経営開始奨励金	足寄町新規就農者等誘致促進条例に基づき認定した新規就農者等	農業経営の開始に必要な出資金及び賦課金、積立金、負担金、その他営農及び生活等、農業経営の維持発展に対する奨励金として年額200万円(3年以内) ※国の青年就農交付金(経営開始型)の給付対象者については50万円/年(差額)の交付		役場経済課農業振興室 0156-25-2143

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
97	陸別町		認定された新規就農志向者または認定された新規就農者	1. 営農実習奨励金 月額15万円（交付期間：3年以内） 2. 農業経営開始奨励金 定額300万円（開始年のみ） 3. 経営自立補助金 ○農業経営のために賃借した農用地等の賃借料に対する補助 年間賃借料の1/2（経営開始年から5年以内） ○農業経営のために借り入れた農業関係制度資金の借入金償還利子に対する補助 借入金の金利の1/2相当額利子助成（経営開始の翌年から5年以内） ○農業経営のために取得した農用地、農業用施設及び機械等に関わる固定資産税相当額に対する補助 固定資産税相当額の補助（経営開始年の翌年から5年以内）		陸別町役場産業振興課 農業振興担当 TEL：0156-27-2141
98	浦幌町	新規就農者営農促進事業	新規就農者で次の要件を満たす者 23歳以上50歳未満で個人経営を行う者、若しくはおおむね20歳以上40歳未満の共同経営を行う者が3名以上農業経営に参画する者	1. 農業経営に必要な資金として年額100万円を限度として、就農時から3年間奨励金を交付。 2. 農地保有合理化促進特別対策事業により農用地及び農業用施設用地の賃貸借契約を締結している期間（5年以内、特別な事由がある場合は更に5年以内の延長期間）、又は農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定期間のうち、5年間に掛かる2分の1を限度として奨励金を交付。 3. 認定を受けてから10年以内に取得した、農地、農業用施設用地及び農業用施設に課税された固定資産税の相当額を限度として、取得時から5年間奨励金を交付。 4. 農業関係制度資金に対して7,000万円（共同1億円）を限度として、借入年度から12年間末端金利の2分の1を利子補給。		浦幌町産業課 TEL:015-576-2181 <a href="http://www.urahoro.jp/">http://www.urahoro.jp/</a>

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
99	厚岸町	厚岸町新規就農者誘致条例	経営責任者の年齢が概ね23歳から40歳未満の者で配偶者又は18歳から60歳未満の同居の親族を有し、新たに酪農経営を行う者又は概ね20歳から30歳未満の3人以上共同により酪農経営を行う	<p>奨励金及び利子補給金</p> <p>①次の事業による農用地、農業用施設、乳牛及び農業用機械の賃借契約を締結している期間（原則5年以内）に係る賃借料の2分の1の奨励金</p> <p>ア 公益財団法人北海道農業公社が行う農地保有合理化事業</p> <p>イ 公益財団法人北海道農業公社が行う公社営農場リース事業</p> <p>ウ 農業協同組合が行う農場リース事業</p> <p>エ 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく利用権設定等促進事業</p> <p>②賃借料の2分の1の奨励金の交付を受けた施設等に対し、固定資産税が賦課された年度から5年間、固定資産税の額を限度とした奨励金</p> <p>③農業経営に必要な施設等の取得及び導入のため、就農者が売渡しを受けた年度から5年間に借入れした農業関係制度資金に対して、個人経営については、5,000万円、共同経営については、8,000万円を限度として、その利息に対し借入年度から5年間2.0パーセントを超える分の利子を補給</p>		厚岸町産業振興課 農業振興係
		厚岸町新規就農者誘致条例施行規則	新規就農予定者で認定された者	新規就農のための準備に要する費用として、一経営体あたり200万円の新規就農準備金を交付する		
100	浜中町	農地保有合理化事業及び農場リース事業等	新規就農者	<p>○貸付期間又は農業経営基盤強化法に基づく農用地の利用権設定期間の内、5年間に係る賃借料の1/2の額を交付</p> <p>○固定資産税の相当額を5年間交付</p> <p>○経営開始の属する年度から借入した農業制度資金の利子に対し、2.0%を超える部分の利息を5年間利子補給</p>		浜中町役場農林課 農政係 TEL0153-65-2186



■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
101	標茶町	賃貸住宅の家賃助成	新規就農研修生	毎月の家賃の2分の1を助成		標茶町担い手育成協議会 http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/~nintei/
		交通費の助成	新規就農研修生	実習先までの距離が片道2km以上の場合、毎月の実習日数往復積算距離に10円を乗じた額を10,000円を限度額として助成		
		営農指導費の助成	研修受入農家	町とJAで月/5万円ずつ指導費を助成		
102	弟子屈町	担い手対策事業	新規就農を目指す者	<p>(1) 奨励金 次のいずれかの額とする。                      ア 農地保有合理化事業及び公社営農場リース事業等の場合にあつては、農用地及び農業用施設等の賃貸借契約を締結している期間のうち初めの5年間に係る賃貸料の2分の1相当額と経営開始後売渡しを受けた施設等に対し最初に賦課された年度から5年間（農業用施設等について特別な事由がある場合は更に5年以内の延長した期間）の固定資産税相当額との合計額                      イ 農業経営基盤強化促進法に基づく場合にあつては、農用地利用権設定期間のうち初めの5年間に係る賃貸料の2分の1相当額と経営開始後売渡しを受けた農用地に対し最初に賦課された年度から5年間の固定資産税相当額との合計額</p> <p>(2) 利子補給金 農業経営に必要な農用地及び施設等の取得並びに家畜等を導入するため、経営開始年度から5年間に借入れした農業関係制度資金に対して、（個人経営については5,000万円、共同経営については、8,000万円を限度として）、借入年度から5年間、定められた利率のうち2.5パーセント以内の相当額とする。ただし、別の定めにより町が利子補給を行う場合は対象としない。</p> <p>(3) 農業経営継承型支援 農業経営継承事業により継承した年から経営継承資産額の1/8以内、150万円/年を上限に5年間を助成する。</p> <p>(4) 準備金 経営形態、規模に係わらず、1経営体当たり100万円を支給する。</p>		農林課 農政係

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
103	鶴居村	鶴居村新規就農者 対策補助金	新規就農者	○経営安定支援金として、就農年度から2年間、1農場当たり年間100万円以内を交付 ○農地売買支援事業、公社営農場リース事業等による農用地及び農業用施設等の貸借契約をしている期間、又は農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権設定期間の内、経営開始後5年間に係る賃貸料の1/2相当額を補助金として交付		鶴居村役場産業振興課 農政係 TEL0154-64-2114
104	別海町	新規就農者対策事業	新規就農者	町内に新規に農業を開始する者に300万円/戸を補助		別海町農政課 <a href="http://betsukai.jp">http://betsukai.jp</a> TEL0153-75-2111
		新規就農者リース料支援事業		補助事業等を活用し期間中の貸付料の助成 貸付料の1/3		
		新規就農者負担軽減支援事業		就農後3年間、固定資産税相当額の助成		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
105	中標津町	新規就農者対策事業	新たに農業を営む意欲と能力を有する次に該当する者 ・満40歳以下の者 ・満40歳を超えるときは、後継者が現に農業に従事し、若しくは近く従事する見込みがあると認めらる者	次に掲げる経費に対して40万円以内を補助する。 ・農用地、施設用地等営農に必要な用地の購入経費 ・乳用牛、肉用牛の家畜導入経費 ・トラクター、畜舎等営農用機械並びに施設の購入経費 ・肥料、飼料等営農用資材の購入経費		中標津町役場 農林課農務係 0153-73-3111
		農業農村活性化資金	新規就農者（新規に就農後概ね5年間の者）	新規就農者の生活・経営安定に必要な資金の貸付 ・個人1,000万円を限度とし貸付利率は無利子 ・貸付期間は20年以内		
		中標津町農協 新規就農者支援事業	新規就農者	農地保有合理化事業及び公社営農場リース事業によるリース料の25%を助成（3年間、上限300万円）		JA中標津営農部経営相談課 0153-72-2903
		中標津町農協 ルーキーズカレッジ 研修会	就農研修者	2年間の座学研修会の開催 1年目…基礎研修、2年目…高度研修 講師に農業試験場研究員、農業改良普及員、獣医師、税理士等を招き、年2週間程度の講義を行う。		

■新規就農支援概要（平成27年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
106	標津町	新しい農業経営者づくり事業	○研修希望者 ・研修時の年齢が概ね40歳未満で、就農時に配偶者を有する又は有することを見込む者、かつ研修後、町内において5年以上継続して就農する意思のある者	新規就農を希望する者に対し、指導農業士等の先進農家において最長2年間農業経営に必要な技術・知識等の研修を行ない、研修期間中、次の内容を支援する。 ・住宅料助成 住宅料の1/2助成(助成限度額 15,000円/月) ・傷害共済加入料助成 研修期間の共済加入料(助成限度額 20,000円/年間)		標津町農林水産課 電話0153-82-2131 <a href="http://www.shibetsutown.jp/">http://www.shibetsutown.jp/</a>  標津町農業協同組合 営農部営農生活課 電話0153-85-2121 <a href="http://www.ja-shibetsu.com/">http://www.ja-shibetsu.com/</a>
		新規就農者支援事業	○新規就農者 ・新規就農時に年齢が概ね40歳未満で、就農時に配偶者を有する又は有することを見込む者、かつ研修牧場及び町で指定する先進農家で2年以上の研修を修了後、町内において5年以上継続して就農する意思のある者	研修を修了し、標津町において新たに新規就農するものに対し、①就農時の環境整備、②農業用施設の改修、③農業用機械・乳牛の導入、④公社営事業の貸付を受けた農用地、農業用施設の貸付期間におけるリース料の一部を支援する。 ・就農1年目は、①～④を対象に5,000千円(上限) ・就農2～3年目は、④の経費のうち、リース料の支払額を超えない範囲で各年5,000千円(上限) 新規就農後3年間合計 15,000千円以内		
		農業担い手サポート推進事業		研修を修了し、標津町において新たに新規就農するものに対し、①営農に関する固定資産税の助成(全額助成・3ヶ年)、②酪農ヘルパー利用料の助成(1/2助成・3ヶ年)(研修、里帰りを目的として利用する事由)		
107	羅臼町	農業担い手サポート推進事業	概ね40歳未満の新規就農者	1. 新規就農者支援事業 補助対象事業費 3,000千円以内、補助率1/2 ・経営施設周辺の環境整備 ・牛舎施設等の簡易改修 ・農業用機械、乳牛の導入 外 2. 経営サポート事業 ・固定資産税の助成(就農翌年度から3ヶ年全額助成)		電話 (0153) 87-2128